

厚岸町議会 第1回定例会

平成31年3月7日

午前10時00分開議

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成31年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、2番、中屋議員、3番、堀議員を指名いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第2、議案第10号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算、議案第11号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第12号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第13号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第14号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第15号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第16号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第17号 平成30年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第18号 平成30年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） おはようございます。ただいま上程いただきました議案第10号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第16号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。
はじめに、議案第10号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）の提案理由をご説明申し上げます。
議案書の1ページであります。
平成30年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）。
平成30年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。
第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,053万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億890万2,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 5 ページにわたりますが、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では12款27項、歳出では11款29項にわたって、それぞれ 3 億6,053万6,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

13ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人726万4,000円の増。

2 目法人830万円の増。

2 項 1 目固定資産税1,085万7,000円の増。

3 項 1 目軽自動車税131万8,000円の増。

4 項 1 目たばこ税296万3,000円の減。

6 項 1 目都市計画税51万3,000円の増。

町税全体では2,528万9,000円の増で、それぞれ12月までの調定及び徴収実績をもとに推計した見込額の計上であります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目 1 節地方揮発油譲与税332万2,000円の増。

2 項 1 目 1 節自動車重量譲与税233万4,000円の増。

6 款 1 項 1 目 1 節地方消費税交付金2,483万円の増。それぞれ12月交付分までの実績によるほか、交付見込みによる増であります。

11款 1 項 1 目 1 節地方交付税 1 億7,811万6,000円の増。

普通交付税について、当初交付決定時に調整された分が追加交付決定となり、本年度最終決定額として36億3,823万5,000円、全額の計上であります。

13款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、1 節社会福祉費負担金27万4,000円の増。

2 目衛生費負担金、1 節保健衛生費負担金31万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

14款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、1 節総務管理使用料96万円の増。

2 目民生使用料、1 節社会福祉使用料7,000円の増。2 節児童福祉使用料238万円の減。

次ページ。3 目衛生使用料、1 節保健衛生使用料27万円の減。2 節環境政策使用料2,000円の増。

4 目農林水産業使用料、1 節農業使用料305万3,000円の減。2 節林業使用料 5 万4,000円の減。

6 目土木使用料、1 節道路橋梁使用料 5 万6,000円の減。3 節住宅使用料26万9,000円の減。

7 目教育使用料、3 節社会教育使用料3,000円の減。4 節保健体育使用料14万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 項手数料、1 目総務手数料、1 節総務管理手数料3,000円の増。2 節徴税手数料6,000円の減。3 節戸籍住民登録手数料12万6,000円の減。

3 目衛生手数料、1 節保健衛生手数料 3 万8,000円の減。2 節環境政策手数料 3 万5,000円の増。

4目農林水産業手数料、1節農業手数料37万8,000円の減。2節水産業手数料1万8,000円の増。

6目土木手数料、5節住宅手数料8万8,000円の減。

7目教育手数料、1節教育総務手数料1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項1目1節証紙収入82万4,000円の減。執行見込みによる減であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、次ページにわたり、109万6,000円の増。2節児童福祉費負担金66万円の減。

2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金18万7,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金26万2,000円の減。年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金24万5,000円は、年金生活支援給付金の仕様見直しに係るシステム改修費に対する補助金として、新規計上であります。

また、地方創生推進交付金48万7,000円は、歳出に計上の北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業に対する補助金として、新規計上であります。

2節防衛施設周辺整備事業補助金1,410万円、新規計上。本年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金について、当該交付金の充当事業の事業費確定に伴い、最終的な配分調整をし、交付決定後の未計上分の計上であります。

なお、これにつきましては、本定例会に提出しております議案第39号の基金へ積み立てるものであります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金46万5,000円の減。2節児童福祉費補助金55万円の増。3節防衛施設周辺整備事業交付金10万円の減。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金7万9,000円の増。それぞれの事業費に応じた補助金の増減であります。

4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金1,034万円の減。畜産クラスター推進協議会への補助金として、交付額決定による減であります。4節防衛施設周辺整備補助金1,390万5,000円の減。充当事業の確定に伴う減であります。

6目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金5,186万円の増。社会資本整備総合交付金、住宅管理5,680万4,000円の増は、町営住宅整備について、追加交付決定を受けての増額計上で、次年度への繰り越し財源としての補正計上であります。それ以外は、事業費確定による減であります。6節防衛施設周辺整備事業補助金753万2,000円の減。それぞれ事業費確定による減であります。

8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金38万1,000円の減。3節中学校費補助金16万5,000円の減。7節防衛施設周辺整備事業補助金70万円の減。それぞれ事業費確定による減であります。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金1,000円の増。

2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金13万円の減。

4目土木費委託金、1節河川費委託金71万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、事業費の確定による増減であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金331万2,000

円の減。次ページ、2節児童福祉費負担金26万2,000円の増。

2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金9万3,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金116万2,000円の減。2節児童福祉費補助金88万7,000円の増。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金67万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金49万4,000円の減。2節農業費交付金2万3,000円の増。3節林業費補助金180万2,000円の増。合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業補助金315万2,000円の増は、造林事業のうち間伐事業に対する補助金として、交付決定を受けての新規計上であります。このほかについては、執行見込みによる増減であります。

3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税费委託金56万9,000円の増。3節戸籍住民登録費委託金1万9,000円の減。4節選挙費委託金770万4,000円の減。

6目土木費委託金、2節河川費委託金1万1,000円の増。3節住宅費委託金1万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、額確定による増減であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入90万9,000円の減。執行見込みによる増減で、主に教職員住宅分136万1,000円が減であります。

2目1節利子及び配当金13万1,000円の増。それぞれ執行見込みによる増であります。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入、2節その他不動産等売却収入461万3,000円の増。主に立木売却代の増であります。

2目1節生産物売却収入78万1,000円の増。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

18款1項寄附金、1目1節一般寄附金2,500万円の増。ふるさと納税による寄附金の増で、寄附金総額3億8,500万円を見込む計上であります。

3目民生費寄附金、1節社会福祉寄附金1万円の増。尾幌、畑毛和義様からの寄附金であります。

5目農林水産業費寄附金、2節林業費寄附金1万1,000円の増。厚岸漁業協同組合様からの寄附金であります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目1節延滞金18万1,000円の減。

2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子4万5,000円の増。

4項受託事業収入、5目土木費受託事業収入、1節住宅費受託事業収入3万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6項3目3節雑入239万6,000円の増。次ページにわたり、10万円を超える新規事業は、厚岸情報ネットワーク損害賠償金25万3,000円。光ケーブル3カ所の破損に伴う損害賠償金であります。町有建物災害共済金、情報化推進35万1,000円及び過年度町有建物災害共済金、情報化推進26万2,000円は、強風などにより破損した光ケーブル修理費に対する保険金で、過年度分につきましては、平成29年度中に破損した修理費に対する保険金であります。その他の事業は、それぞれ執行見込みによる増減であります。

22款1項町債、本補正のうち節説明欄括弧内の過疎特別分と表記のあるのは、過疎対

策事業債のソフト分として発行が認められたもので、総額1億870万円の計上であります。

1目総務債、1節総務管理債190万円の増。

2目民生債、1節社会福祉債5,750万円の増。2節児童福祉債500万円の減。

3目衛生債、1節保健衛生債、次ページにわたり、800万円の増。2節環境政策債210万円の増。

4目農林水産業債、2節林業債240万円の増。3節水産業債270万円の減。

5目1節商工債1,430万円の増。

6目土木債、2節道路橋梁債1,910万円の減。4節都市計画債50万円の増。6節住宅債5,980万円の増。

7目1節消防債4,640万円の減。

8目教育債、1節教育総務債200万円の増。5節社会教育債220万円の増。6節保健体育債120万円の増。それぞれ起債対象事業費の確定による増減で、うち、床潭末広間道路整備事業の辺地対策事業債につきましては、本年度における全国の辺地対策事業債枠の関係で、配分調整の結果、減額となったものであります。

また、町営住宅の白浜団地及び奔渡団地に係る事業債につきましては、社会資本整備総合交付金の追加交付決定を受けての事業債の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

27ページ、歳出であります。

1款1項1目議会費31万3,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,198万6,000円の増。31ページまでわたりますが、庁舎・町民広場424万円の増は、主に施設修繕料及び備品購入費の増で、4月1日付行政組織機構再編に係る事業費などの計上であります。

ふるさと支援推進2,974万6,000円の増及びふるさと納税基金203万7,000円の増は、ふるさと納税による寄附金収入見込みを勘案して、係る事業費の補正計上であります。このほかは、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

31ページ、2目簡易郵便局費8万円の減。

3目職員厚生費、次ページにわたり、194万9,000円の減。人事給与管理85万2,000円の減は、主に臨時職員等の雇用保険料の精算に伴う減で、このほかは、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目情報化推進費、次ページよわたり、776万4,000円の増。厚岸情報ネットワーク84万円の増は、主に光ケーブルの修繕料の増。厚岸情報ネットワーク整備事業88万円の増は、主に光ケーブルの新規敷設に伴う事業費として223万8,000円の増であります。総合行政情報システム整備事業、国民年金は、国庫補助対象に伴い、総合行政情報システムからの振り替え計上であります。

5目交通安全防犯費30万5,000円の減。

次ページ、6目行政管理費32万6,000円の減。

7目文書広報費15万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

8目財政管理費、次ページにわたり、2億7,022万1,000円の増。主に基金への積立金

として、減債基金に1億8,000万円。地域づくり推進基金に7,549万4,000円。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に1,410万円の計上で、財政調整基金は、財源内訳補正であります。

なお、本年度末における基金残高につきましては、年度当初での取り崩しと歳計剰余金処分による積み立て、年度内での補正積み立てにより、前年度末との比較において約4,430万円減の約17億5,890万円となる見込みであります。

9目会計管理費24万2,000円の増。主に印刷製本費の増であります。

10目企画費、43ページにわたり、260万2,000円の減。地域おこし協力隊137万9,000円の減は、主に隊員の活動関連経費の減で、そのほかは説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

11目財産管理費3,000円の減。

12目車両管理費120万8,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項徴税費、1目賦課納税費、次ページにわたり、46万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3項1目戸籍住民登録費2万6,000円の減。それぞれ執行見込みによる減であります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費2,000円の減。

次ページ、2目道知事・道議会議員選挙費769万8,000円の減。道議会議員補欠選挙費の事業費確定に伴う減であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費16万7,000円の減。

次ページ、6項1目監査委員費1万円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、次ページにわたり、86万9,000円の増。社会福祉一般140万4,000円の減は、社会福祉協議会への補助金の減。保健福祉総合センター・健康広場44万2,000円の増は、主に備品購入費として、老朽化したシュレッダーの更新として、そのほかは、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

国民健康保険特別会計256万3,000円は、繰出金の増であります。

2目心身障害者福祉費、55ページまでわたり、768万6,000円の減。障害者（児）介護・訓練等給付560万3,000円の減は、それぞれの給付費の執行見込みによる増減。その他の事業は、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

55ページ、3目心身障害者特別対策費291万3,000円の減。主に重度心身障害者医療費の減であります。

4目老人福祉費、61ページまでわたり、819万4,000円の減。老人福祉施設93万9,000円の増は、主に心和園における施設修繕料と心和園に設置する非常用発電機及び居室用加湿器の更新に係る備品購入費であります。そのほかは、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

なお、介護保険特別会計544万6,000円の減は、繰出金として特別会計での収支調整による減であります。

61ページ、5目後期高齢者医療費122万6,000円の減。後期高齢者医療一般124万5,000円は、広域連合への負担金の増。後期高齢者医療特別会計247万1,000円は、繰出金として、特別会計での収支調整による減であります。

7目自治振興費146万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

次ページ、8目社会福祉施設費31万2,000円の増。説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、次ページにわたり、151万円の増。児童福祉費一般316万7,000円の増は、主に幼稚園教諭の増に伴う施設型給付費負担金の増で、それほかは、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目児童措置費226万5,000円の減。

3目ひとり親福祉費85万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4目児童福祉施設費、71ページまでわたり、571万円の減。69ページ、(仮称)湖北地区保育所建設事業473万8,000円の減は、事業費確定による減で、そのほかは、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

71ページ、5目児童館運営費502万9,000円の減。次ページまでわたりますが、主に児童館の非常勤職員賃金の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費11万7,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2目健康づくり費、79ページまでわたり、398万4,000円の減。主に各種予防接種委託料74万1,000円の減。子どもインフルエンザワクチン予防接種費用助成66万5,000円の減。各種がん検診委託料144万5,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減並びに財源内訳補正であります。

79ページ、3目墓地火葬場費39万5,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

4目水道費、次ページにわたり、32万1,000円の減。水道事業会計は、繰り出し基準に基づく負担金の増で、簡易水道事業特別会計32万3,000円は、繰出金として、特別会計での収支調整による減であります。

5目病院費1億700万円の増。病院事業会計への収支補填としての増額計上であります。負担金は、繰出基準分として313万円の増。補助金は、繰出基準外として1億387万円の増であります。

6目子ども医療費348万2,000円の減。執行見込みによる減であります。

2項環境政策費、1目環境対策費557万4,000円の増。主に、次ページ、環境保全基金積立金570万円の増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目水鳥観察館運営費8万9,000円の減。

3目廃棄物対策費34万3,000円の減。

次ページ、4目ごみ処理費29万8,000円の減。

5目し尿処理費40万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増

減であります。

次ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費20万3,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目農業振興費、次ページにわたり、1,030万8,000円の減。主に畜産クラスター推進事業1,034万円の減で、事業費の確定に伴う補助金の減であります。

なお、この補助金につきましては、次年度へ繰り越しし、執行する予定であります。

3目畜産業費1,390万5,000円の減。説明欄記載の事業について、事業費確定に伴う減であります。

6目牧野管理費、次ページにわたり、768万7,000円の減。主に臨時職員賃金及び肥料代の減のほか、それぞれ執行見込みによる増減であります。

7目農業施設費37万円の増。主に太田活性化施設らくとぴあの指定管理委託料の増であります。

8目農業水道費68万円の減。

次ページ、9目堆肥センター費48万6,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2項林業費、1目林業総務費、次ページにわたり、145万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目林業振興費320万8,000円の減。

次ページ、3目造林事業費11万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

4目林業施設費、補正額ゼロ。

5目特用林産振興費、次ページにわたり、493万5,000円の増。主に臨時職員賃金、施設用燃料費及び菌床製造原材料費の減のほか、執行見込みによる増減であります。

3項水産業費、1目水産業総務費39万8,000円の減。

2目水産振興費329万4,000円の減。

次ページ、3目漁港管理費1,307万1,000円の増。

4目漁港建設費1,700万円の減。

5目養殖事業費4万円の減。

次ページ、6目水産施設費8万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費確定による増減であります。

6款1項商工費、1目商工総務費4万2,000円の減。

2目商工振興費、次ページにわたり、271万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3目食文化振興費、次ページにわたり、222万6,000円の増。主に味覚ターミナル・コンキリエの施設修繕料の増のほか、執行見込みによる増減であります。

4目観光振興費114万8,000円の減。

5目観光施設費、次ページにわたり、35万4,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費14万円の増。

3目土木用地費12万7,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増

減であります。

次ページ、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費62万1,000円の減。執行見込み及び事業費確定による増減であります。

2目道路新設改良費、次ページにわたり、525万5,000円の減。各事業説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う増減であります。

3項河川費、1目河川総務費、119ページにわたり、38万9,000円の減。各事業、説明欄記載のとおり、事業費確定に伴う増減であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費10万5,000円の減。執行見込みによる増減であります。

3目下水道費584万9,000円の減。特別会計の収支調整による減であります。

5項公園費、1目公園管理費16万1,000円の減。

次ページ、6項住宅費、1目建築総務費268万9,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

2目住宅管理費、125ページにわたり、1億1,747万9,000円の増。町営住宅白浜団地及び奔渡団地の整備事業については、社会資本整備総合交付金の追加交付決定を受けての補正計上であります。事業内容として、白浜団地では外壁及び給水管の改修、奔渡団地では外壁及び屋上防水改修であります。

なお、この事業につきましては、次年度へ繰り越しし、執行する予定であります。このほかは、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

3目住宅建設費899万2,000円の減。事業費確定による減であります。

8款1項消防費、1目常備消防費、次ページにわたり、196万5,000円の増。執行見込みによる増減であります。

なお、第1分団消防庁舎建設事業に係る一般財源分について、さきに補正計上した予算の全額を減額し、事業名称を改め、厚岸消防団第1分団消防庁舎建設事業として振り替え計上するものであります。事業の内容につきましては、庁舎建設のための実施設計及び各調査費に係る一般財源分として335万8,000円の計上となります。また、この事業につきましては、次年度へ繰り越しし、執行する予定であります。

2目災害対策費、131ページにわたり、4,842万1,000円の減。津波避難階段整備事業2,265万1,000円の減は、主に用地確定測量を直営実施したことによる用地確定測量委託料1,100万円の減及び地権者との売買契約が年度内で整わないことから、土地購入費800万円の減であります。このほかは、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費確定に伴う増減であります。

3目消防施設費36万4,000円の減。事業費確定による増減であります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費1万7,000円の減。

2目事務局費47万4,000円の減。

3目教育振興費、135ページにわたり、25万8,000円の増。主に高等学校教育支援に計上の通学バス定期券購入助成への増のほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4目教員住宅費138万3,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業

費確定に伴う増減及び財源内訳補正であります。

5目就学奨励費8,000円の減。

6目スクールバス管理費、次ページにわたり、346万6,000円の増。主にスクールバス運行委託料及び車両修繕料の増であります。

2項小学校費、1目学校運営費、次ページにわたり、157万4,000円の増。各小学校の執行見込みによる増減であります。

2目学校管理費182万3,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う増減のほか、真龍小学校教室改修事業167万8,000円は、ことし4月に入学する児童の状況を踏まえ、特別支援学級を整備するための改修工事費として新規計上であります。

次ページ、3目教育振興費37万3,000円の減。執行見込みによる増減であります。

3項中学校費、1目学校運営費、次ページにわたり、195万8,000円の増。各中学校の執行見込みによる増減で、主に光熱水費が増となっております。

2目学校管理費51万9,000円の増。

次ページ、3目教育振興費54万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、次ページにわたり、15万円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減及び財源内訳補正であります。

2目生涯学習推進費2万2,000円の減。

3目公民館運営費4,000円の減。

4目文化財保護費、次ページにわたり、29万5,000円の減。

5目博物館運営費、次ページにわたり、4万3,000円の減。

6目情報館運営費、次ページにわたり、37万2,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、次ページにわたり、76万5,000円の減。

2目社会体育費、次ページにわたり、16万円の増。

3目温水プール運営費、次ページにわたり、11万7,000円の増。

4目学校給食費121万6,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費確定に伴う増減であります。

11款1項公債費、1目元金、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

2目利子、次ページにわたり、150万円の減。一時借入金利子の減であります。

12款1項1目給与費309万5,000円の減。執行見込みによる増減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費であります。

歳出予算でご説明した記載の3事業について、国の繰越承認を得て、平成31年度に繰り越して執行するため、総額1億9,584万4,000円の繰越明許費を設定するものであります。

す。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

7ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正、変更であります。既に債務負担行為を設定しております4件の事項について、限度額を記載のとおり変更するものであります。次ページに調書がありますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

9ページをお開きください。

地方債補正変更であります。

公営住宅建設事業5,380万円の増。緊急防災・減災事業5,260万円の減。公共施設等適正管理推進事業10万円の減。辺地対策事業1,900万円の減。過疎対策事業1億20万円の増。公有林整備事業360万円の減。それぞれ起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

10ページご覧ください。

地方債に関する補正調書であります。

表の下段、合計欄、平成29年度末現在高92億6,873万4,000円。平成30年度中起債見込額12億7,170万円。平成30年度中元金償還見込額9億7,566万3,000円。補正後の平成30年度末現在高見込額は95億6,477万1,000円となるものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号であります。議案書の1ページであります。

平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成30年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,194万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,305万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では6款6項、次ページ、歳出では5款12項にわたって、それぞれ2,194万7,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税324万3,000円の増。

2目退職被保険者等国民健康保険税1万7,000円の増。それぞれ12月までの調定及び徴

収実績をもとに、推計見込みによる補正であります。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金9万7,000円の減。予防接種者の減であります。

6款道支出金、1項道補助金、1目1節保険給付費等交付金2,701万3,000円の減。普通交付金の減は、保険給付費の減額によるもので、特別交付金の減は、個別事業費の減額によるものであります。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金2,000円の増。基金利子であります。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金256万3,000円の増。会計収支の調整による増であります。

12款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金、1節賠償金49万9,000円の減。

3目一般被保険者返納金、1節返納金14万7,000円の減。

4目退職被保険者等返納金、1節返納金1,000円の増。

5目1節雑入1万7,000円の減。それぞれ執行見込みによる増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費25万2,000円の増。

2項徴税費、1目徴税賦課徴収費3万9,000円の減。

3項1目運営協議会費、次ページにわたり、8万6,000円の減。

5項1目特別対策事業費3万1,000円の増。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養諸費2,430万5,000円の減。

3目一般被保険者療養費80万円の減。

4目退職被保険者等療養費4万円の減。

5目審査支払手数料8万6,000円の増。それぞれ執行見込みによる増減であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費480万1,000円の増。

次ページ、3目一般被保険者高額介護合算療養費4万5,000円の減。それぞれ執行見込みによる増減であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金42万円の減。

5項葬祭諸費、1目葬祭費1万円の増。それぞれ執行見込みによる増減であります。

3款1項1目国民健康保険事業費納付金、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、次ページにわたり、115万円の減。主に特定健康診査に係る委託料の減であります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費24万4,000円の減。主に予防接種委託料の減であります。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金2,000円の増。基金利子の積立金であります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号であります。

議案書、1ページであります。

平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（3回目）。

平成30年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,887万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款4項、次ページ、歳出では2款2項にわたり、それぞれ5万9,000円の減額補正であります。

事項別により、説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料50万6,000円の増。

2項手数料、1目水道手数料、1節給水工事手数料4万3,000円の増。それぞれ収入見込みによる増減であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金28万5,000円の減。地域づくり総合交付金の減であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金32万3,000円の減。会計収支の調整による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費25万1,000円の増。主に職員人件費の増であります。

2款水道費、1項1目水道事業費、次ページにわたり、31万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込み、事業費確定による増減であります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、第13号であります。

議案書の1ページであります。

平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（3回目）。

平成30年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ707万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億351万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページまで、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 5 款 5 項、次ページ、歳出では 2 款 3 項にわたり、それぞれ 707 万 8,000 円の減額補正であります。

事項別により、説明させていただきます。

10 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目 1 節下水道費負担金 7 万 1,000 円の減。

2 項使用料及び手数料、1 項使用料、1 目 1 節下水道使用料 36 万 2,000 円の増。それぞれ収入見込みによる増減であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金、1 節下水道事業費補助金 72 万円の減。社会資本整備総合交付金の減であります。

5 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 584 万 9,000 円の減。会計収支の調整による減であります。

7 款 1 項町債、1 目下水道債、1 節下水道事業債 80 万円の減。事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

12 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費 8 万円の増。主に職員人件費の増であります。

2 目管渠管理費 51 万 3,000 円の減。主に修繕料の減であります。

3 目処理場管理費 7 万 3,000 円の増。

次ページ、4 目普及促進費 12 万 2,000 円の減。それぞれ執行見込みによる増減であります。

2 項下水道事業費、1 目下水道事業費、次ページにわたり、651 万 1,000 円の減。それぞれ執行見込み、事業費確定による増減であります。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目下水道使用料還付金 8 万 5,000 円の減。執行見込みによる減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページにお戻り願います。

第 2 条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

4 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為補正、変更であります。既に債務負担行為を設定しております 2 件の事項について、期間及び限度額を記載のとおり変更するものであります。5 ページに調書補正がありますので、ご参照願います。

再び 1 ページへお戻り願います。

第 3 条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

6 ページをお開き願います。

地方債補正、変更であります。

公共下水道事業80万円の減で、起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

7ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄、平成29年度末現在高37億990万8,000円。平成30年度中起債見込額1億770万円。平成30年度中元金償還見込額3億1,171万1,000円。補正後の平成30年度末現在高見込額は35億589万7,000円となるものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号であります。

議案書の1ページであります。

平成30年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）。

平成30年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,332万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,433万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では9款13項、次ページ、歳出では5款14項にわたり、それぞれ1,332万7,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料952万6,000円の増。収入見込みによる増であります。

2款サービス収入、2項予防給付費収入、1目居宅支援サービス費収入、1節居宅支援サービス計画費収入148万1,000円の減。

3項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1目1節介護予防ケアマネジメント事業費収入20万円の減。

3款分担金及び負担金、1項負担金、1目1節地域支援事業負担金19万5,000円の減。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目1節介護給付費負担金214万4,000円の減。

2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金574万1,000円の減。

7目地域支援事業交付金、1節介護予防日常生活支援総合事業交付金114万5,000円の増。2節その他地域支援事業費交付金5万7,000円の増。3節社会保障充実事業交付金99万7,000円の増。

8目1節保険者機能強化推進交付金78万1,000円の増。

5款1項支払基金交付金、1目1節介護給付費交付金252万3,000円の減。

2目1節地域支援事業支援交付金33万4,000円の増。それぞれ利用状況、執行見込みに応じた増減であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、1 節介護給付費負担金88万9,000円の減。負担金確定に伴う減であります。

2 項道補助金、3 目地域支援事業交付金、1 節介護予防日常生活支援総合事業交付金62万6,000円の増。2 節その他地域支援事業費交付金 2 万8,000円の増。3 節社会保障充実事業交付金49万9,000円の増。それぞれ利用状況、執行見込みによる増であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目 1 節利子及び配当金 1 万円の増。

次ページ、8 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金544万6,000円の減。会計収支の調整による減であります。

2 項基金繰入金、1 目 1 節介護給付費準備基金繰入金857万7,000円の減。基金からの繰入金の減であります。

10 款諸収入、2 項 3 目 1 節雑入13万4,000円の減。認定審査会共同設置負担金の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

10ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3 万円の増。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 4 万2,000円の減。

3 項 1 目介護認定審査会費42万5,000円の減。

2 目認定調査等費11万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費1,461万4,000円の減。

2 目施設介護サービス給付費517万7,000円の増。それぞれサービス料の見込みに伴う増減であります。

3 目居宅介護福祉用具購入費、4 目居宅介護住宅改修費、いずれも補正額ゼロで、財源内訳補正であります。

5 目居宅介護サービス計画費31万1,000円の減。

6 目審査支払手数料12万1,000円の減。

次ページ、2 項 1 目高額介護サービス費33万円の増。それぞれサービス料の見込みに伴う増減であります。

3 項 1 目高額医療合算介護サービス費、補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

4 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費18万3,000円の増。サービス料の見込みに伴う増であります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費9万8,000円の減。

次ページ、2 目任意事業費128万6,000円の減。

3 目在宅医療介護連携推進事業費 2 万2,000円の減。

4 目生活支援体制整備事業費 7 万1,000円の減。

5 目認知症総合支援事業30万8,000円の減。

次ページ、3 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目総合事業サービス費106万1,000

円の減。

4 項 1 目一般介護予防事業費17万5,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5 項高額介護サービス費等、1 目高額介護予防サービス費事業費、6 項その他諸費、1 目審査支払手数料、いずれも補正額ゼロ。財源内訳補正であります。

次ページ、5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金費 1 万円の増。基金利子分の積み立てであります。

8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目包括的支援事業費41万3,000円の減。説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2 回目）

平成30年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億4,410万4,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2 ページから 3 ページまで、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 2 款 2 項、次ページ、歳出では 2 款 3 項にわたって、それぞれ22万8,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料548万6,000円の減。

2 目普通徴収保険料818万5,000円の増。それぞれ収入見込みによる増減であります。

4 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金247万1,000円の減。会計収支の調整による減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5 万2,000円の減。

2 項 1 目徴収費 4 万6,000円の減。それぞれ執行見込みによる減であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金32万6,000円の増。広域連合への負担金の増であります。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号であります。

議案書の 1 ページであります。

平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2回目）。

平成30年度厚岸町の介護老人保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,522万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款5項、次ページ、歳出では2款2項にわたって、それぞれ513万9,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目1節施設介護サービス費収入58万1,000円の増。

2項1目1節自己負担金収入292万6,000円の増。それぞれ施設利用の状況による増であります。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金2,000円、新規計上。基金利子であります。

8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金160万8,000円の増。平成29年度決算剰余金、全額の計上であります。

9款諸収入、1項1目1節雑入2万2,000円の増。執行見込みによる増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出であります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費186万1,000円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款1項基金積立金、1目介護老人保健施設基金積立金700万円、新規計上。本年度における収支見込みを勘案して、基金へ積み立てるものであります。

以上をもちまして、議案第10号平成30年度厚岸町一般会計補正予算から議案第16号平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第17号 平成30年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、総則。

平成30年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正であります。

年間総配水量は5,038立方メートル減の128万5,856立方メートル。

1日平均給水量は14立方メートル減の3,523立方メートルとするものであります。

主な建設改良事業について、配水管布設替え等事業を528万円減額し、2,565万円に、メーター設備事業を66万5,000円減額し、3,900万9,000円とするものであります。

第3条、収益的収入及び支出の補正であります。

収入につきましては、1款水道事業収益を63万2,000円増額し、3億643万7,000円とするもので、1項営業収益は72万1,000円の減。

2項営業外収益は103万8,000円の増。

3項特別利益は31万5,000円の増であります。

支出につきましては、1款水道事業費用を231万5,000円増額し、2億6,664万1,000円とするもので、1項営業費用は199万2,000円の増。

2項営業外費用は32万3,000円の増であります。

第4条、資本的収入及び支出の補正であります。

収入について、1款資本的収入を530万円減額し、2,522万7,000円とするもので、2ページにわたりますが、1項企業債が同額の530万円の減であります。

支出について、1款資本的支出を594万5,000円減額し、1億7,252万円とするもので、1項建設改良費が同額の594万5,000円の減であります。

ここで、1ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,729万3,000円について、過年度分損益勘定留保資金1,237万1,000円、当年度分損益勘定留保資金9,783万9,000円。当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額708万3,000円。減債積立金600万円及び建設改良積立金2,400万円で補填するものであります。

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は92万円の減で、家事用で136万1,000円の減、業務用で47万8,000円の増など、各用途での収入見込みによる増減。

2目受託工事収益は19万9,000円の増で、給水装置工事件数の増による手数料の増であります。

2項営業外収益、2目他会計補助金は2,000円の増で、職員の会計間異動に伴い、繰り入れ基準となる基礎年金拠出金補助の増であります。

6目雑収益は103万6,000円の増で、水道管破損補償費の増によるものであります。

3項特別利益、3目その他特別利益は31万5,000円の増。退職給付費引当金戻入の増によるものであります。

次に、資本的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費は113万8,000円の減で、動力費が56万円の増、使用見込みと電力単価を勘案した増。薬品費が228万3,000円の減で、これまでの使用実績と融雪機に必要な水処理薬品の使用を見込んだ減のほか、各節執行見込みによる増減であります。

2 目配水及び給水費は325万8,000円の増で、修繕費が315万8,000円の増。配水管漏水修理の増によるもののほか、各節執行見込みによる増減であります。

4 目総係費は12万8,000円の減で、職員の会計間異動などによる人件費関係費用の増減と料金等会計システムの賃借契約が確定したことにより、賃借料が18万5,000円の減のほか、各節執行見込みによる増減であります。

2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税は32万3,000円の増で、給水収益や建設改良費の予定額の確定に伴い見込まれる納付額の増でございます。

8 ページをご覧ください。

資本的収入であります。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債は530万円の減で、事業の執行内容確定による減であります。

次に、資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項 1 目建設改良費は528万円の減で、配水管布設がえ等事業の執行内容確定による減であります。

3 目メーター設備費は66万5,000円の減で、新設メーターの設置見込みなどによる減であります。

2 ページへお戻り願います。

第5条、企業債の補正であります。

企業債の予定額を530万円減額し、2,300万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正であります。

職員給与費を9万4,000円増額し、1,911万3,000円とするものであります。

第7条、他会計からの補助金の補正であります。

基礎年金拠出金費用補助を2,000円増額し、他会計補助金総額を1,141万1,000円とするものであります。

第8条、棚卸資産購入限度額の補正であります。

棚卸資産の購入限度額1,704万円を、棚卸資産である水処理薬品の使用見込みの減などに伴い1,364万9,000円に改めるものであります。

3 ページと4 ページは、補正予算実施計画。5 ページは補正予定キャッシュフロー計算書。飛んで9 ページと10ページは、予定貸借対照表。11ページと12ページは財務諸表の作成に当たり、会計処理の基準などを記載した注記であります。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成30年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。

ご審議の上、承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、議案第18号 平成30年度厚岸町病院事業会計補正予算（2回目）について、その内容を説明いたします。

1 ページです。

はじめに、第1条、総則です。

平成30年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量の補正であります。

患者数では年間延べ患者数、入院患者では1,095人減の1万220人。外来患者では1,464人減の4万6,360人とするもので、合わせて合計5万6,580人の計上です。

次に、1日平均患者数、入院患者では3人減の28人に、外来患者では6人減の190人に、合計では218人の計上であります。

2 ページをお開きください。

主な建設改良事業であります。全ての工事費が確定し、7万6,000円を減額して、2,289万6,000円とするものです。

第3条は、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の補正です。

8 ページをお開きください。

はじめに、収益的収入であります。

1 款病院事業収益で4,379万4,000円の増。

1 項医業収益で6,029万7,000円の減。

1 目入院収益で2,511万2,000円の減。診療単価では200円の増ですが、1日平均患者3人減の見込みによる減額補正です。

2 目外来収益では3,341万8,000円の減。1日平均患者6人減、診療単価においても460円の減によるものです。

4 目負担金、1 節一般会計負担金では救急医療対策費補助181万8,000円の減。保健衛生費行政費補助で5万1,000円の増。決算を見込んでの整理です。

次に、2 項医業外収益では1億409万1,000円の増であります。主に3 目長期前受金戻入393万4,000円の減。当年度長期前受金収益価格の減額計上であります。

5 目他会計補助金では204万9,000円の増。医師研究・研修費補助のほか、決算を見込んでの整理です。

6 目他会計負担金では、不採算地区病院運営費補助のほか1億549万4,000円の増であります。入院、外来ともに患者数減少に加え、人件費、派遣看護師経費、光熱水費、燃料費の高騰が影響し、収支不足分を補填する内容であります。

次に、7 目負担金交付金48万2,000円の増。決算を見込んでの整理でございます。

次ページ、収益的支出であります。

1 款病院事業費用1,002万5,000円の増。

1 項医業費用では468万6,000円の増。

1 目給与費では40万6,000円の増。主に4 節退職給付費で1,117万7,000円の減。医療資格を有する職員の定年退職を延長したこと、新たに退職者が出たことにより減額補正となったものであります。6 節賃金で1,568万9,000円の増。内科医師欠員補充の出張医賃金増ほか、決算を見込んだ整理であります。

2 目材料費では732万6,000円の減。患者数減少による、1 節で薬品費401万4,000円の減。2 節診療材料費365万1,000円の減となっております。

3 目経費では572万1,000円の増。決算見込みでの計数整理となりますが、主な科目で、3 節旅費交通費で101万9,000円の増。主に出張医師の旅費の増。6 節光熱水費で123万1,000円の増。主に電気料、水道料の増。13 節修繕費で188万6,000円の増。主に医療器械修理費の増であります。

4 目減価償却費では401万円の増。建物減価償却費、機械備品減価償却費の積み残し分の増であります。

5 目資産減耗費では187万5,000円の増。固定資産除却費で、旧医師住宅の取り壊しによるものであります。

2 項医業外費用533万9,000円の増。主に2 目医療技術員確保対策費で133万5,000円の増。看護師派遣負担金などの増。

3 目雑損費399万3,000円の増。薬品など貯蔵品、4 条予算控除対象外消費税及び廃棄薬等の増。

続いて、資本的収入です。

1 款資本的収入7万6,000円の減。

1 項1 目企業債130万円の減。新年度で実施予定の外壁タイル補修工事に伴う実施設計委託業務の財源を企業債で計上しておりましたが、工事内容から企業債の対象とならず、財源を2 項補助金、1 目他会計補助金へ振りかえて計上するものであります。

2 項補助金、1 目他会計補助金122万4,000円の増。企業債からの振りかえと事業費確定により122万4,000円の増額計上となっております。

次に、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目建設工事費では7万6,000円の減。1 節建設工事費、2 節委託料、それぞれ説明欄記載の事業費確定による計数整理であります。

以上が、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出となります。

ここで、3 ページにお戻りください。

第5 条は、企業債の補正です。さきに説明のとおり、外壁タイル補修工事实施設計委託業務の財源を企業債から一般財源に全額を振りかえたことによる補正であります。

第6 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。職員給与費で40万6,000円の増額補正であります。

次ページ、第7 条は、他会計からの補助金です。3 条予算、4 条予算、合わせた補助金の内訳です。3 月期における各決算を見込んだ計数整理を含め、このたびの補正で、総額5 億8,543万3,000円とする内容であります。

5 ページ、6 ページは補正予算実施計画。7 ページは補正予定キャッシュフロー計算書。飛びまして、12 ページから18 ページは予定貸借対照表と、その注記となっております。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号平成30年度厚岸町病院事業会計補正予算（2 回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時19分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開します。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は、答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

はじめに、6番、室崎議員の一般質問を行います。

6番、室崎議員。

- 室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従い、ご質問申し上げます。

1点目は、子どもの貧困についてであります。

過日、釧路管内8カ市町村と関係団体が集まり、子どもの貧困の現状と対策について話し合われたと聞いております。

そこで、お聞きしますが、子どもの貧困とはどのような事態を指しているのか。

2番目として、この会議ではどのような事実が指摘されていますか。そして、この会議で示された対策例というのはどういうものがあるのでしょうか。それで、厚岸町では、その現状はどのようなのでしょうか、その課題と対策についてお聞かせいただきたい。これが1問目であります。

2問目は、新天皇即位に伴う10連休についてであります。私が言うまでもなく、天皇陛下が今年4月30日に退位され、皇太子様が翌5月1日に即位されることが正式に決まっております。この日程で平成が終わり新しい時代が来るといことです。

皇太子殿下が新天皇に即位される、今年の5月1日と10月22日を1年に限り祝日とす

るという法律が決まっております。

官房長官は、国民こぞって祝意をあらわすため祝日扱いにする。連続した休暇をとることで、ゆとりのある国民生活の実現を期待したいと、そのように記者会見で言っております。ゆとりある云々はともかくとして、国民こぞって祝意を表するという事について、私は全く異を唱えるものではありませんし、私自身もそのように思っております。

ただ、この決議の際に、参院内閣委員会では、国民生活に支障を来すことがないように十分意を払ってほしいという附帯決議をつけておりまして、10日間の連続の休日というのが、国民生活、厚岸では、町民生活ですが、に影響を及ぼすおそれがあるという声も出ております。それでお聞きします。

この大型の連休が町民の生活に支障を及ぼすおそれがあるという声もあるけれども、町は、これに対してどのように考え、どのような対策を講じるというふうに考えているか、これについてもお聞かせをいただきたい。

以上、2点でございます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、室崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の子どもの貧困についてのうち、はじめに、子どもの貧困とはどのような事態を指して言うのかについてであります。子どもの貧困対策法や大綱において、子どもの貧困はどのような状態を指すかについて、明確に定義はされておられません。

代表的な指標として使われているものは、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、相対的貧困率という考え方があり、世帯の所得の合計値を世帯人数のルートで割った値である等価可処分所得の中央値の2分の1以下の所得の世帯を指し、この世帯に子どもがいる場合には、子どもの貧困に当たると考えられております。

なお、この会議で報告がありました、弟子屈町で行った子育て世帯実態把握調査においては、内閣府の平成23年度「親と子の生活意識に関する調査」に示される相対的貧困の基準を参考に、2人世帯では世帯収入が200万円未満、3から4人世帯では250万円未満、5人以上の世帯では300万円未満を相対的貧困と位置づけているところであります。

次に、この会議ではどのような事実が指摘されたかについてであります。会議の名称は、「釧路地域子ども支援ネットワーク会議」といい、釧路総合振興局が事務局となり、この日初めて会議を開催し、設置されたものであります。

内容としましては、一つ目として、子どもの貧困の現状と対策について、北海道から報告があり、子どもの貧困は見えにくい、親の収入が低いと十分な教育を受けられず、必要な収入を確保できない貧困の連鎖が生ずる危険性がある。虐待が起きる家庭は経済的困難を抱えていることが多いといったことが挙げられております。

二つ目として、弟子屈町における子育て世帯実態把握調査について、弟子屈町から報告があり、町内に相対的貧困に該当する世帯が1割強あることが判明し、これをもとに、町内のボランティアで食事の提供を行う「キッチンみちくさ」を始めたことが報告されております。

次に、この会議で示された対策例についてであります。さきにも申し上げましたと

おり、この日が初めての会議であり、また、同日の午後から子どもの居場所づくりを実践している団体を集めた「くしろ地域子どもの居場所づくりネットワーク会議」を開催しており、こちらの会議で話し合われたことを、次回のこの会議へフィードバックするようになっていることから、この日の会議では、出席した関係団体の意見交換にとどまっているところであります。

次に、厚岸町での現状はどうか、その課題と対策についてであります。当町におきましても生活保護を受給している子育て世帯や就学援助を受けている世帯が一定数あり、また、子どもの貧困を放置することは、将来的に安定した職業につけないなど、税や社会保障などの社会的損失につながるとの調査結果が、今回の会議の報告にあったことから考えましても、厚岸町の将来を担う人材の育成のためには、その対策は重要な課題と考えております。

このため、当町における子ども・子育て支援を新年度においても重点課題と位置づけて、子どもの貧困対策を含めた支援を行うものであります。

具体的には、生活支援として、保護者の自立支援を行うものでは、保育所や児童館の利用時間の延長の継続、経済的支援として、保育所・幼稚園の保育料の軽減及び保育料の2割助成、10月からは保育料、食材料費の無償化等を行う予定であります。

また、出産祝い金は、第1子から一律10万円の支給、子どもの医療費を18歳まで無料化、小中学校における教材購入の保護者負担の軽減や修学旅行費の半額助成のほか、今年度からは学校給食費の無償化、新生児聴覚検査及び産婦健康診査の費用助成も行うこととしております。

このほか、子どもや高齢者を含めた地域食堂の取り組みについては、現在、町内の団体が検討しており、実施に当たって連携を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年、釧路市で先進的に実施している取り組みの視察等を考えておりましたが、実施できなかったことから、新年度において改めて視察等により情報を収集し、新たな子どもの貧困対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、新天皇即位に伴う10連休について、町はどのような課題を考え、どのような対策を講ずるかについてであります。今年の4月27日から5月6日までの、いわゆる10連休に伴う対応については、庁内でも検討しているところであります。

新天皇の即位日となる2019年5月1日と、即位礼正殿の儀が行われる同年10月22日を年度限りの祝日とする法律が、昨年12月の臨時国会において可決されました。

国民の祝日に関する法律第3条第3項に、その前日及び翌日が国民の祝日である日は休日とするとの規定があり、5月1日が祝日となることによって、前後の4月30日と5月2日が休日となることから、4月27日から5月6日までが10連休となります。

年末年始など長期間の休日において、金融機関にあつては、顧客の利便性が著しく損なわれることがないよう、窓口等の営業予定を周知するとともに、ATMを利用した預金の預かり入れや引き出しといったサービスを提供するなどの対応がされているものと承知しており、当該期間においても同様の対応が行われているものと確認しております。

また、医療機関にあつては、地域の医療提供体制に重要な影響が生ずることがないよう、休日診療を行うなどの対応がされているものと承知しており、当該期間においても同様の対応が行われるものと確認しております。

金融機関や医療機関のみならず、休日の規定が適用されない機関等も当該期間は業務を行わない、あるいは休日体制とすることによって、その給与が時給または日給で支給される非正規労働者等の就労時間または就労日数が当該期間が10連休とならない場合に比して減り、この収入が減少する事態が生ずることが想定されます。しかし、このことについては、当該非正規労働者等を雇用している機関等の個別の判断によるものと思いますが、政府の対処によるところがあると考えております。

本町の町民サービスに対する影響と対応策についてお答えいたします。

まず、戸籍等の受け付け業務については、新元号となる5月1日が大安と重なることから、あえてこの日に婚姻の届け出をされることを想定し、臨時の特設窓口の開設を予定しております。

なお、5月1日の届け出は、当日に予定しているシステムの元号切りかえに伴う確認作業によりシステムが使用できないため、受け付けのみとなります。

ごみの収集については、4月27日土曜日と5月6日月曜日が通常どおり行えるため、両日を除く4月28日から5月5日までの8日間の対応について申し上げます。この間の対応については、委託業者における職員の業務体制が十分にとれないことから、燃やせるごみと生ごみの収集は通常どおり行うこととしておりますが、燃やせないごみをはじめ、その他のごみの収集は行わないこととしております。

また、ごみ処理場へのごみの持ち込みは、5月2日を臨時に開設して受け入れを行うこととし、葬儀に係る臨時のごみについては、4月29日から5月3日までと5月6日の6日間、収集を行うほか、持ち込みを受け入れることとしております。

し尿の収集と受け付けについては、ごみの収集と同様に、委託業者における職員の業務体制が十分にとれないため、4月27日から5月6日までの10日間において、いずれの業務も行わないこととしております。

保育所・児童館については、4月27日を除く9日間において、特例措置として、臨時に開所・開館することを前提に、あらかじめ両施設への一時預かり希望者を把握した上、開所日・開館日やその体制について検討することとしております。

なお、この場合、十分な職員体制がとれないため、必要最小限の受け入れ態勢として、両施設ともに児童を集約した上で、1施設のみの開設を予定しております。

その他の業務の対応については、5月2日木曜日を臨時開庁日とし、税財政課における各種証明書の発行等業務と、町民課における戸籍や住民票、印鑑証明に係る届け出や証明書の発行等の業務を行うこととしております。

町立厚岸病院については、同じく5月2日午前中に外来診療を行うこととしております。

また、デマンドバスについては、同じく5月2日に5路線の運行を予定しております。

なお、これまで申し上げたことのほか、各種機関等の連休中における対応については、行政窓口、金融機関、医療機関など、町民にお知らせすべき情報を取りまとめた上、広報あつけし4月号に掲載することとしております。

また、それらの情報が町民の皆さんに十分行き渡るよう、広報のほか防災行政無線やIP告知端末についても随時行ってまいります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1問目からお聞きします。

ついこの間まで、日本には貧困はないというのが常識だったわけです。戦争直後の悲惨な状況のときはともかく、今は、戦争状態になっているような国や、いわゆる低開発国というのですか、そういうようなところでは貧困はあるけれども、日本のような文明国ではないのだと。いわゆる先進国である日本は裕福で、そんなものはないのだということが一般常識で、政府も貧困についての統計というものを出していませんでした。これが平成21年に貧困を認めたというのかな、1985年ですから、何年前までさかのぼって統計を2009年、平成21年に初めて発表したのです。

そのような流れがあるのですが、まずお聞きするのは、今、貧困ということについての基礎的なことをきちんと説明されているので、それはありがたいのですが、相対的貧困という言葉が出てきましたが、このようなことが言われて、今、社会的にも相対的貧困に対する対策というのが非常に大事だということが言われているのですが、なぜなのでしょう。

済みません。ちょっと補足します。子どもの貧困に限って結構ですから。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子どもの貧困というところでは、今現在言われている部分では、親の部分に関係してきますけれども、貧困が連鎖して、そして子どもが貧困の状態を繰り返すことから、大きな問題になっていると考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 時間もないので、私のほうから少し言います。

まず、相対的貧困とは何かということなのです。先ほど年収の話は出ているのですが、それ以外説明がないのでお聞きしたのです。相対的貧困というのは、経済的理由によって、通常社会的に暮らせる状況のいろいろなことができなくなってしまう。そういうことを言うのです。だから、命にかかわるような絶対的貧困という状況から見れば、随分贅沢ではないかという方が多いのです。けれども、自動車というものがこの世の中にまだなくて、みんなが歩いているときは、雨の中を歩いたって惨めではなかった。ところが、みんなが自家用車に乗って歩いているとき、自分の家だけは自動車が買えなくて、土砂降りの雨の中、1人だけは歩かなければならない。みんなが自動車でもって学校に行っているときに、自分だけは土砂降りの雨の中、濡れて学校に行かなければならないという事態があると、それは非常に惨めです。そういうのを相対的貧困というふうに言うわけです。

それで、先ほど言ったように係数も出ていまして、これは、可処分所得というものが少ない人も多い人もいます。その中間点をとるのです。そうすると、これが平成27年の統計では245万円から255万円ぐらいになるのです。そこがちょうど真ん中なのです。そ

れの半分にしますと122万円ぐらいになります。それで、あとは人数による補正でもって、人数をルートで割った数を掛けるということを出しているようです。

私が聞いて私がしゃべっていたのでは意味がないのですけれども、それを前提としてお聞きするわけですが、今そのようなことについては、この会議でもって、非常に詳細な説明を受けてきたということだろうと思います。資料を私も見せてもらったのですが、非常によくまとまった発表をしています。

その子どもの貧困と言われる線上以下の子どもというのが全国で、国の統計によると7人に1人とされています。厚岸町でも今子ども何人いるのか、後で言っていただければよろしいのだが、13.何%、7人に1人がそういう状況にあると考えられますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 金額の部分でいきますと、今回の北海道の調査で言っている金額、それと弟子屈町で言っている金額とはそれぞれ差がありまして、単純に言えない部分がありますけれども、ただ、生活保護の世帯、それから準要保護の世帯の方はかなりな数がいらっしゃいますので、そういう部分では、相対的貧困という部分に該当する子どもはいると考えております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 そこで、識者というか、こういうことに携わっている人が言うのは、資産は見えていないのです。所得で見ているのです。貧と困があるというふうに言っているわけです。その両方を見なければならぬということも言っているわけです。

今、要するに厚岸が特別、全国の平均から見ると豊かであるとは思えないし、といって、また、町の人みんなが貧乏だとも思えない。やっぱり同じぐらいの所得の人が大体いるのではないかということは想像つきます。具体的に言えば、どこの誰それはすごくお金持ちだとか、どこの誰それさんは生活に困っているというのはあるでしょうけれども、そういう話は一切抜きにして。

それで、今、町長の答弁を聞いていると、いろいろとこういう施策もとっているのだとは言うけれども、これは、子どもの貧困というものを正面に見据えて、そのために考えて行ったものではないですよ。子育ての支援だとか、いろいろな目的でやったものが、ここでも役立っているのではないかという話でしょ。

そうすると、子どもの貧困対策として、最もこれが有効であると言い切れるためには、まず実態調査をしなければなりませんよね。今お話を聞いていると、町の名前も出ているので、私も名前も言いますけれども、弟子屈町はこういう調査しているのですよね。

国は、平成25年、子どもの貧困対策法というのをつくりました。次の年には閣議決定した大綱というのが出ました。これには目標数値も入っています。そして次の年には、都道府県で大綱をつくりなさいということをつくっています。その大綱だとか、そういうのをつくるために、貧困率はこのぐらいなのだとか、あるいは先ほど言った貧困線というものを出すための中央値という真ん中が、こういうふうに移り変わっていると、

いろいろな資料を出しているのですが、こういうものの調査に当たっては、厚岸町に協力を求めるというようなことはありませんでしたか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 北海道が札幌市と協力をしまして、2017年に調査をしておりますけれども、その段階では厚岸町に対して、そういった依頼はございません。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 調査の機会はなかったということなのですね。調査の機会があったのか、なかったのか知らないけれども、弟子屈町のようなところは独自に調査をやっているわけです。

それで、ちょっと思いついたことを申し上げます。例えば保育所や学校で、これは全国いろいろな例が書かれている中に出ているものを拾っているのです。衣類が全く洗濯されていない、ここらで俗に言うあか光りというやつです、という子どもがいたり、洗髪をされていない、頭を全然洗っていない、くしを入れていない、そういう髪の毛で来る子どもがいたり、あるいは教育委員会では、早寝早起き朝御飯という標語のもとに、朝御飯をきちんと食べるようにという運動をして効果を上げていると聞いていますが、これも100%にはならないでしょ。

そうすると、その漏れている子ども。そういうところには、もしかすると家庭内の、いわば経済的困難で、親が生活に追われて、子どもを見ることができないとか、あるいは経済的理由が後にある場合もあるし、そうでない場合もあるのだけれども、家庭の育てる力というのが極端に落ちてしまっている、ネグレクトというのですか、虐待の一種です。そういうようなものがあるかもしれないと。こういうものについて、あるいは学業成績と、それから、その子どもの背景の間に貧困というものが後ろについていないかどうか。

例えば、これは前にもお聞きしたことがあるのですが、成績のグラフを曲線グラフで書くと、厚岸の場合にはフタコブラクダのように山が二つできると。通常の平均値情報で言う理想曲線になると山は真ん中にあるのですが、それが前のほうにもぼこんと一つあると。要するに早く言うと点数の低い子どもの集団があるということです。そういう学業成績がどちらかという不振な子どもの背景には、家庭内の問題、貧困を含めて、そういうものがないかどうか、これ非常に気になるのです。

それから、中学を卒業した後、教育委員会が直接タッチしていないとは思いますが、高校に行ってからの中退とか、あるいは高校でなくてもいいのですが、いわゆる各種学校でもいいのですが、そういうところへ行った子どもがちゃんと学業を終えて就職なり、あるいはもう一つ上のところに行くというふうに全員がなっているかどうか。もし途中で挫折する子どもの場合に、そこに、後ろに貧困というような問題がくっついていないかどうか。大学ということになると、ちょっと今、厚岸町ではなかなか難しいと思いますので、この議論はやめますけれども、そういうような情報収集というのは、

そう難しくないのではないかと思います。

弟子屈町は、このアンケートをとったようです。どういう形でとっているか分からないけれども、結構多くの、学年で抽出した子どもたち本人からと、それから保護者からととっているようです。これはなかなか大変だと思います。ですけれども、その前に保育士だとか学校の先生だとか、子どもたちをいつも見ている人たちの中で、こういうようなものがなかったかどうかというアンケートぐらいなら簡単にとれるのではないですか。そういう調査から始めるべきだと思います。

実態を知らずして、国あたりがいろいろ出した例を、そうです、そうですと言って、果たしてそれが厚岸町にぴたっと合うかどうかは疑問です。国は悪いと言っているのではないですよ、もちろん。その地域地域の差がありますから。そうすると、やはり厚岸町は、厚岸町の中でどういう状況が起きているのか、これをまずきちんと把握して、その上で有効な、適切な施策を講じるべきだと、そういうふうに思うのです。

何でこんなことを言うかということ、結局また子どもの貧困の定義に戻るのですけれども、結局、常に惨め感を味わって育っていく人は、やはり働く意欲を減殺されるということが非常に多いのです。そのこと自身が非常に切ない話なのですけれども、それと同時に、OECDというのが今指標を出していると言いましたが、OECDというのは経済団体です。それが言っているのです。それは何かというと、社会の生産力を落とすからなのです。税金で言うと、税金を払ってくれない人がたくさんできる。所得がないから。そして、そういう人のためにいろいろな手当をしなければならぬから税金を使う。そろばん勘定だけでいうと、一般のちゃんと働いて税金を納めている人にとってはそれだけ負担が多くなっているわけです。もちろんそれだけの問題ではない。そういうようなこともあって、社会が健全に発展していくためには、みんなが明るく希望を持って働ける社会をつくらなければ駄目なのですよ。

ところが1997年、平成18年に、先ほども言った所得の中央値というのが年298万円のところにあったのです。それが18年たって2015年になりますと245万円、ぐんと落ちてくるのです。結局何が起きているかということ、ここから分かるのは、所得の低い人が急増しているということなのです。よくマスコミで言われる、全員中流だったのが上下にどんどん分かれて、金持ちはどんどん金持ちになるけれども、そうではない人が増えているという、格差社会がこういうところにちゃんと顔を出しているのです。そういう中で、行政としてはどのように手当をしていくかという問題になってしまうわけです。

それを国レベルで言うといろいろな問題もありますし、道レベルで言ってもいろいろあります。ただ、国や道が何とかするからとは言っていない、厚岸町としてやはり、もし困っている人がいるのであれば手を差し伸べる有効な手だてが必要だということになれば、やはり実態調査から入るべきでないかと思うのです。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実際に日本の、世界の中でのそういう貧困の部分での順位というのは下がってきているというような状況があって、大きな問題になってきているというのは、おっしゃるとおりだと思います。

私どもいろいろな調査の中で、アンケート調査をやっている中でも、保育所の料金が高いですとか、医療費が高いですとかというような部分もあって、そういったものに対しての対応というのを今までは特にやってきたと思っておりまして、今、子ども食堂ですとか、それから、やはり貧困が連鎖するという部分では、学習的な部分というのも大きな問題だと言われておりますので、そういうところについて、北海道の計画の中でも、教育支援、それから生活支援、保護者に対する就労支援と言っております。そういうところで、今まで向かっていけなかった部分について、今後は向かっていく必要があるなと考えております。

そういったところで、アンケート調査ですとか実態調査というところは、どこまでできるからは、これから検討ということになりますけれども、それを考えていかななくてはいけないと考えております。

●議長（佐藤議員） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

室崎議員の質問から始めます。

6番、室崎議員。

●室崎議員 今回の答弁をお聞きしていると、どこまでできるか分からないけれどもなんていう前置きしているのですが、そういう物の言い方はやめてもらいたい。どこまでできるかわからないけれどもと考える暇があったら、やれるところからやればいいではないですか。事業の場合、どんな事業でもそうだと思うのですが、多額の予算を必要としない事業というのがあります。そこから手をつければいいわけでしょう。ある程度の予算づけしないと動かすことができない事業もあります。予算をつけても人を養成しないできない事業もあります。それ全部が、さあできるという見通しが立ってから始めるのですか、そんなものではないでしょう。

そして、これは、町長の答弁の中でも言っています。厚岸町の将来を担う人材育成のために重要な対策なのだとおっしゃっているわけですが、重要なものなら、まずその実態から調べればいいではないですか。それも全町民にアンケートを出せなんて私は言っておりません。まずは、そういう子どもや少年と接している職業の人から聞き取り、アンケートでも聞き取りでもいいのだけれども、そこから始めたらどうですかというのです。それに対して、どこまでできるか分からないけれどもなんていうような答弁の仕方はないですよ。これはあえて強く言っておきます。

それで、もう一つ提言します。それは、先ほど学校の先生なんか事情をよく知っているのではないかと思われる。そういうところに話を聞いたらどうかと言ったら、教

育長、うんうんとうなずいていましたよね。全くそういうことだと思う。教育委員会と、その中核になる福祉課が、そういう問題でどの程度結びついているかということなのです。それから、国の出している大綱では、性質上さらっとして書いていないのだけれども、関係諸機関・諸団体、地域、それが連携しなければ、こういう問題は解決できないのだとはっきり書いています。だから、少なくとも教育委員会と福祉課はまずきちんと連携してください。

それから、この後、虐待についてはほかの方が聞きますから、私は今入りませんが、こういう問題でも全部、どういうふうに情報を集めるかなのです。そうすると、地域で地域食堂をやりなさいといきなり言われても、なかなか、二の足踏む人は多いと思うのです。それをやってくれる方が今いるらしいというわけで、大変心強いのですが、その前にまず、情報提供だとか何だとか、いろいろな協力の仕方があるのです。できるところから始めてほしい。そのためにいろいろな発信をしてもらいたい。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

子どもの貧困、大事な課題でもあります。しかしながら、子どもの貧困の捉え方は、さまざまな立場から見ているわけなのです。というのは、貧困というのは、絶対的貧困、また、今言われているような相対的貧困というわけですが、子どもの貧困については、相対的貧困の立場から見るということに相なっているわけでございまして、今、ご指摘のありましたとおり、厚岸町といたしましても、実態調査をしなければ、どういう状況にあるのか、大まかなことは、ほぼ児童手当とかいろいろな面を見ると、130人いるとかという程度のことはわかるのですけれども、やはり、まず調査をしないと物は運ばないと、かように考えております。

それと同時に、子ども貧困対策の推進に関する法律というのは、国の法律があります。それに基づいて、子どもの貧困対策に関する大綱というものもあります。これが今、国では、ちょうど平成26年8月に大綱ができたわけでありましたが、見直しの時期に来ております。平成31年中に見直しをするということになっておりますので、これも見据えた中で、いろいろと貧困対策をしていかなければならない。そのようにも考えているわけであります。

また、先ほど平成27年の子どもの貧困が7人に1人だと。率で言いますと13.9%でありましたけれども、厚生労働省が調査をしているわけでありましたが、3年に一度の調査であります。その3年前の平成24年は16.3%という、6人に1人ということでありまして、貧困率が下がっているということが言えるかと思うわけであります。これは国の数字でありますので、実態、それでは厚岸ではどうなのだと、先ほどの質問のとおりなのです。そういう点を考えますと、私といたしましては、実態調査をしていかなければならないと思っています。

それと同時に、ご指摘ありましたとおりです。これは保健福祉課だけの問題ではありません。教育委員会、また、全体にかかわる問題なのです。そのためには、横断的な中

で貧困対策を講じていかなければならない。そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 1問目はこのくらいにさせてもらって、2問目を、あと何分ありますか。（「15分」の声）たっぷりありますね。

それで、10連休の話に入りますが、今、非常に詳細な説明を受けました。それぞれの機関についてと。それで、町が直接どうこうできない部分については、ここで議論してもしようがないので、それはちょっと省きます。それで、町の施設、あるいは町が声がけをできるようなところということで、私なりに考えてみまして、何点かお聞きしますので、端的にお願いしたい。

あみかではいろいろな相談業務を行っています。緊急を要するようなものもあると聞いています。これらについてはどうなりますか。それから、2階の健康増進は10日間休みですか、健康増進室というのかな。毎日通って、それで体調がいいというお年寄りも結構いるのですけれども、10日間ぽんと休まれるとちょっとかわいそうだなという気もするので。それから学校です。学校が10日間ぽんと休みになります。子どもたちの生活管理というような点では何か考えていますか。

それから、本の森情報館、海事記念館、郷土館、太田屯田記念館、水鳥観察館、こういうところは休日は開いているのですよね。ただ、休日に開けると次の日を休みにするのですが、この10連休の間はずっと開けるのでしょうか、それとも何日とは何日はというのは決まっているのでしょうか。

それから、直接町ではないのですが、社協はどうなっていますでしょうか。ここにも相談業務もあるし、デイサービスもヘルパーもあるのです。そのあたりはどんなふうになっていますか。

それともう一つ、デマンドバスなのですが、デマンドバスについては答弁の中にありました。デマンドバスとスクールバスの転乗というのがあります。そのあたりで、どういうふうに考えているのか。このあたりが今の1回目の答弁の中から、ちょっと教えていただきたいなと思うところなのです。よろしく。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） あみかの対応ですけれども、あみかについてはカレンダーどおりの休みと考えております。土曜日、日曜日、祝日等につきましては、包括支援センターの携帯電話、それから役場の日直に連絡が入った場合に連絡がとれる対応をとっております。それで対応するという形で考えております。

それから、増進室につきましては、あみか自体は10連休となりますので、休みと考えております。

社会福祉協議会のほうの事務所のほうについては休みと聞いております。ただ、あそこは介護保険の事業所が、心和園デイサービスから訪問ホームヘルパーもあります。そ

こは、それぞれの事業所で、土曜日、日曜日もやっている部分については、同じくやるということで、ただ、ケアマネジャーの部分については休みと。ただ、それも連絡がとれる体制はとって対応すると聞いております。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） デマンドバスの運行に関しましては、町長の答弁でもさせていただきましたように、基本的に運転手の確保の問題等もございまして、5月2日に町立病院の診療があります。同じく5月2日には、町民課、税財政課の証明事務がございしますが、5月2日の臨時運行を予定しているところがございます。他の日につきましては、現在のところ運転手の確保等の問題もございしますので、運行を予定はしておりません。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●指導室長（山田室長） 学校については私のほうからお話をさせていただきます。

まず、4月の1回目の参観日が各校とも予定されております。この際に、保護者の方に周知、説明をさせていただきます。また、学習に関すること、さらには、生活リズムに関することは学校日より、また、学級日より周知をさせていただきます。中学校の部活動に関しては、それぞれの部活動の活動が、この10連休中に予定されていることについて承知しているところがあります。

●議長（佐藤議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（高橋課長） 生涯学習課が所管しております本の森情報館と情報館の分館、海事記念館、郷土館、太田屯田開拓記念館につきましては、いずれも10連休とも開館で対応しようと考えております。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（真里谷課長） 私からは、スクールバスの関係についてお答えいたします。スクールバスについては、10日間とも学校はお休みということで、この間は運休となっております。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 水鳥観察館につきましては、10連休中は開館、5月7日火曜日が閉館といった中で、10連休中は開館するという予定でおります。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

- 室崎議員 分かりました。もっと開けろとか、そんなに開けなくてもいいのではないかとか、そういうことは言いません。それぞれが検討なさって決めていることだと思いますので、それがよく分かりました。

それで、これなるべく早く町民に知らせてほしいのです。広報は、広報あつけしでやるというふうに読めたのだけれども、配布は基本的には自治会が行っていますよね。その地域によっては、結構届くまでに時間のかかるところもあるようです。それで、それ以外の方法を含めて、やはり何重になってもいいですから、連絡は。なるほど連休中はこういうふうになるのだなということを含め、みんながのみ込めるように、今言ったデマンドバスから学校の対応から、そういうものを全部入れて、そして町全体として、この10日間に関してはこういうふうに行っているのです。あるいは、あみかでもって、おっしゃったように、これはほかでもそうですが、全休になっていても、緊急連絡はこういうふうにして体制をとっているから心配ないということを含めて、やはり町民になるべく早く、分かるように説明をしていただきたい。いかがでしょう。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 現在取りまとめた中では、実は、先ほどの答弁の中にも、民間企業だとか、そういったこともございました。この間の話の中では、まだ正式な決定はできていないという状況もありました。ただ、町のほうは、おおむね決定は早くできますので、今後については早目に、IPも活用しながらできるのかなど。全部をまとめたものでなくて、部分部分、こういった方法も考えられると思いますので、そういう対応をさせていただきたいと思います。

ただ、民間の部分について、お知らせすべき公的機関については、民間の決定を待つ、速やかな周知を考えていきたいと、このように考えております。

- 議長（佐藤議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 第1回定例会に当たり、通告に基づきまして、5項目について一般質問を行います。

はじめに、荷さばき所の町支援についてです。

来年度完成予定の厚岸漁業協同組合地方卸売市場の荷さばき所総事業費に対し、町の支援はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

2点目です。防災対策についてお尋ねいたします。

町長は、今年が目玉事業の一つとして、防災対策と公言されております。新年度、ハード面はどのような事業を実施されますか。特に避難場所、防災無線及びIP告知端末はどのようになるのか、お尋ねいたします。

さらには、防災無線の電波が届きにくい末広はどのようになりますか。

3点目です。児童虐待についてお尋ねいたします。

千葉県野田市、小学4年生の栗原心愛さんの死亡により、両親が逮捕される事件が発生し、県柏児童相談所と市教委の対応が問われております。本件は、児童虐待であり、論外ではありますが、本町の対応はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

さらに、最近、3歳の女の子の背中に熱湯をかけ、放置、パチンコをしていた両親の事件が発生しております。安倍首相は、今国会で親の体罰禁止の法定化を表明しております。このような中、本町の対応を改めてお尋ねをさせていただきます。

4点目です。私は子育て支援の強化をすべきと考えます。

3点目の児童虐待の要因も、子育て中の親の大変さが要因となっており、子育て中の親は、環境や境遇がさまざま、多くの分からないことでストレスが蓄積し、悩んでおります。相談や適切なアドバイスなど、町として可能な支援強化が必要ではないでしょうか。

5点目です。厚岸小学校グラウンドの野外トイレの利用についてお尋ねいたします。

グラウンドの隅に立派なトイレが設置してあります。数年間使用禁止となっており、運動会のときも屋内トイレを使用しております。利用の実態と利用方法を再考すべきではないでしょうか。もし不必要であれば撤去し、グラウンドを広く利用させてはと考えますが、いかがでしょうか。

以上、5目についてお尋ねし、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の荷さばき所の町支援について。

来年度完成予定の厚岸漁業協同組合地方卸売市場の荷さばき所総事業費に対し、町の支援はどのようになりますかについてであります。町では、厚岸漁業協同組合が整備する厚岸漁港衛生管理型荷さばき所整備事業に対し、平成30年度は、実施設計に係る全体事業費1,700万円に対し、国の補助である全体事業費の2分の1に当たる850万円に、町単独補助として、全体事業費の4分の1に当たる425万円を加えた1,275万円を支援する予定となっております。

また、平成31年度は、施設建設及び附帯設備に係る全体事業費7億2,880万円に対し、国の補助である全体事業費の2分の1に当たる3億6,440万円に、町単独補助として、全体事業費の4分の1に当たる1億8,220万円を加えた5億4,660万円を新年度予算に計上し、町の基幹産業である漁業の振興のため、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の防災対策についてのうち、今年度、ハード面はどのような事業が実施されますか。特に避難場所、防災無線及びIP端末はどのようになりますかについてあります。まず、避難場所については、平成29年度から3カ年事業として進めている御供山津波避難階段の現地における鋼製階段設置工事を進めてまいります。

また、広域的な避難場所の少ない湖南地区において、町営住宅奔渡団地付近に、新たな緊急避難場所を整備いたします。

防災無線については、防災行政無線のデジタル化を図り、全ての戸別住宅等の受信器

を更新いたします。

I P 端末は、平成23年度から運用開始した厚岸情報ネットワークの I P 告知情報端末、各種サーバーについて、さらなる町民サービスの向上となるよう、新たな仕組みを取り入れて更新をいたします。

次に、防災無線の電波が届きにくい末広はどのようになりますかについてですが、末広地区の一部の家庭の戸別受信器が、中継局を経由する中で、山林の影響により電波障害を起こしておりましたが、中継局の設置位置を移動して、アンテナを高くすることにより、対応を図ることとしております。

次に、3点目の児童虐待に対する町の対応はについてですが、まず、児童虐待は、大きく分けて四つに分類され、身体に傷を負わせたり生命に危険を及ぼしたりするような行為をする身体的虐待、子どもの健やかな発展を損なうなどの不適切な養育や監護の怠慢というネグレクト、子どもにわいせつな行為をすること、させることを言う性的虐待、言葉による脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける心理的虐待があり、全国的に通報される虐待の多くは、心理的虐待となっております。

虐待が発生した場合の市町村の役割といたしましては、児童福祉法に、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努める。情報提供を行う。また、家庭やそのほかからの相談に応ずること。必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことと定められております。

町内で虐待または虐待の疑いがある事象が発生した場合、その事実を把握した町民などから釧路児童相談所、警察や町へ通報が入り、児童相談所による初期対応の後、町は必要に応じて、情報提供と児童にかかわる機関を集めた会議を開催し、情報共有と今後の方針等についての協議を行っております。

この児童にかかわる機関とは、児童相談所をはじめ、警察、校長会、教育委員会、病院、保育所、幼稚園、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会など幅広い団体、事業所で、これらの機関を集めて行う会議を「要保護児童対策協議会」といい、個別の具体的な対応については、関係する機関のみを集めたケース検討会議を開催し、児童の情報共有、対応を図っているところであります。

また、児童相談所が通報を受けたケースでは、児童自身が家に帰りたくないなどの意思表示や、緊急性があると判断される場合においては、児童相談所と町等が連携し、児童の一時保護などの対応をとることになります。

その後、一時保護の解除については、最終的には児童相談所の判断となりますが、町、教育委員会、学校、保育所、幼稚園、保健師など、児童にかかわる機関で継続した見守り等について、連携することを申し合わせた上で、家庭に戻す等の対応を行っているところであります。

次に、4点目の子育て支援の強化について、相談や適切なアドバイスなど、町として可能な支援強化が必要ではについてですが、ライフスタイルや社会情勢の変化、地域のつながりの希薄化などにより、妊産婦や子育て中の養育者の孤立感や負担感は高まっている現状にあります。

本町においては、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、妊産婦や育児に関する相談を年中無休で受け付けする専門相談事業や、ヘルパーを派遣し、家事や

育児を直接援助する養育支援訪問事業など、妊産婦や養育者をより身近な場で、総合的に支える支援体制の整備に努めてきたところであります。

こうした中、国では、母子保健法を改正し、従来から行っている支援をさらに継続的・包括的に提供するための仕組みである「子育て世代包括支援センター」を2021年3月末までに設置することを求めているところであり、町では、本年4月から実施することとしたところであります。

このセンターは、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届け出等の機会に得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に、保健師等の専門職が対応し、必要に応じて個別の支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育など、地域の関係機関との連絡調整や必要な支援の調整を行うことで、切れ目のない支援を行うことを業務とするものであります。

実際の支援に当たっては、虐待予防や健康増進などの予防的な視点も合わせ持ちながら、従来から実施している各種の母子保健事業及び子育て支援事業と連動して、より細かな支援を目指すものであります。

なお、5点目の厚岸小学校グラウンドの野外トイレの利用については、教育長からお答えいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、厚岸小学校グラウンドの屋外トイレの利用についてお答えいたします。

立派なトイレがありますが、数年使用禁止となって、運動会のときも屋内トイレを使用しています。利用の実態と利用方法を再考すべきでは、もし不必要であれば撤去し、グラウンドを広く利用されてはについてであります。厚岸小学校グラウンドの屋外トイレにつきましては老朽化が著しく、運動会等行事での使用実績がないため、現在、使用禁止としております。今後においても使用する予定がないため、早期の解体を検討してまいりますので、ご理解願います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、1点目の荷さばき所の町の支援についてお尋ねをさせていただきます。

3月4日、議員協議会で、これらの一連の数字についても説明を受けたところでございます。最終的に、この2カ年で国費が2分の1、3億7,290万円、残りの2分の1を漁組と厚岸町が4分の1ずつ負担をする。厚岸町としては、2カ年、設計料を合わせまして1億8,645万円の町負担をするということによろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） ただいまご質問者がおっしゃいました町の支援額でございますが、今おっしゃられました1億8,645万円に間違いございません。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 昨年、当初予算計上時で、3カ年実施計画書でございますけれども、この3カ年の中には、およその数字が計上されていたのですが、町の負担は未計上でありました。新年度の実施計画では、4分の1を町債をもって助成ということに計上がなされております。この4分の1町負担に至った経緯について説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） お答えさせていただきます。

この3カ年、当時の予算との関係でございますけれども、当初につきましては、若竹第2埠頭周辺の全体的なことも踏まえまして、厚岸町と漁業協同組合のほうで、それぞれのどのような事業展開をするか、このあたりにつきまして協議をしていたところでございます。

3カ年実施計画の編成時期におきましては、町の支援につきましては、まだそういう形のお話が固まっておらず、未掲載となったものでございます。その後、漁協からの依頼もございまして、私どもといたしましては、当初、実施設計の分に対しましては、国の補助の残り2分の1という形で、一旦は議員の皆様の方にご説明を申し上げまして、昨年の第3回定例会において、2分の1分を補正予算計上させていただいたところでございます。

その後、平成31年度の本体工事を進めるに当たりまして、私どもといたしましては、町としてどのような支援ができるか、これについて検討したところ、平成31年度につきましては、他の大型事業も多く控えていることもございまして、町の支援につきましては、31年度の建設工事等につきましては4分の1を支援するという判断に至ったところでございます。

これを受けまして、厚岸漁業協同組合にこの旨をお伝えしたところ、町財政についてのご理解もいただいた同時に、厚岸漁協としても自主財源の目処が立つというようなお話もありまして、平成30年度の実施設計費を含め、この荷さばき所整備に係る2カ年とも、これらの町の支援につきましては、総事業費の4分の1にするという結果に至ったところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町としては、衛生管理型の市場の建設に当たって、今は荷さばき所なのですが、総体事業、町として、独自の事業として水道管の設置や休憩施設も1億円くらいやると。これらのいろいろな町単独での負担をしてきているわけですが、今回、新年度で新たに荷さばき所の負担を4分の1にしていくということは、私自身、本町の水産業の将来を鑑みるに、厚岸町が4分の1を負担し、荷さばき所を完成することは、私は、厚岸でとれた魚介類、今度建設される、しっかりとした衛生管理され

た市場で取り扱われる。全国に衛生管理をアピールできるのではないかな。本町の水産業の発展にきっと将来も貢献していただけるものと確信しておりますし、ぜひこれらについて、町としても4分の1の負担をしていくことはやむなしという判断に至っているわけですが、改めて、今回の町負担について、町長の所見を伺います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） このたび衛生管理型漁港が国の事業をもって推進されておりますこと、大変私どもにとってはうれしく、また、国の支援については力強く考えているところであります。

何といたしまして、やはり基幹産業であります。基幹産業の振興なくして厚岸の経済はもたないわけであります。そういう意味においては、長年の懸案事項であった衛生管理型漁港がこのように整備をされ、32年から供用開始というところまで来たことは大変喜ばしく、それに対しまして、やはり町の負担分については、厳しい財政状況でありましたけれども、そういう意味においての補助をしなければならないという前進的な考えを持って考慮いたしたところでございます。速やかなる完成を心から待っている次第でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 防災対策についてお尋ねをさせていただきます。

2月22日開催、議員協議会で説明がございました。湖南地区御供山津波避難階段整備用地の取得についてでございます。このときの説明では、用地取得が困難な状況ではあるのですがと伺ったのです。その内容については、そのとき、今、交渉中ということであったのですけれども、その後どうなったかは分からないのですけれども、避難階のほうは、恐らくできるだろうと。避難場所については、土地取得の問題があるのですという程度のお話でありました。この推移について改めて、用地の取得の見通しについて、それから、階段の建設工事はどうなっていくのか、改めてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 先般の議員協議会におきまして、御供山津波避難階段の用地交渉に当たって、一部困難な状況ということをご承知いただいたものと思っております。

なお、その後において、先般、3月5日に再び地権者にお会いさせていただきまして、再度のお申し入れをさせていただいたのですけれども、最終的に金額の折り合いがつかず、当初、頂上付近の用地だけは取得できない状況となり、私どももこのことについては非常に残念でありますけれども、避難階段は予定どおり工事を進めて、避難場所としての場所は確保できております。ただ、全般的なルート、この見直しといいますか、避難階段から通ずる部分の、頂上の部分のルートについて、現在考えているところでございまして、避難階段については計画どおり事業を進めたいと思っております。

ます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 避難階段はできるけれども、避難場所もある程度確保していけるのだということに理解をさせていただきました。

次に参ります。奔渡町営住宅付近の緊急避難場所、防災無線のデジタル化、戸別受信器全戸入れ替えは新年度中に、それからIP告知電話も新年度中に全戸入れ替えで実施される。町民は、これらの各事業、新年度中に全部やっていただける。本当に町民は大いに喜んで感謝をしてくれるものと思います。理事者の皆さんの努力に改め敬意を表します。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 一つは、奔渡公営住宅付近への避難場所の設置でございます。これは、先般、議員協議会でご説明させていただきましたけれども、現在のところ計画どおり進んでおりますので、新年度予算の中でやらせていただきたいと思います。

また、IP告知でありますけれども、これも新年度予算に予算を計上させていただいております。1年の中で全戸の更新を考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 防災無線の電波が届きにくい末広の関係についてお尋ねをさせていただきます。長年の思いが、ある程度高くすることが解消されると理解をさせていただきました。その上でお尋ねをさせていただくのですが、末広のほかにも、地域として聞き取りにくい、困難なところからも町に対して要望があったと思います。奔渡の一部と末広の沖での昆布操業時、できればという要望もあったと思います。これらの対応についてはどのようになりますか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 防災無線が聞こえない、あるいはもう少し広範囲で聞くことができないかというご要望があって、一部は、奔渡7丁目一帯、特に奥のほうですけれども、行き届いていなかったことが分かりました。また、末広地区のチンベというのですか、あやめヶ原の突端よりも浜中側のほうでございます。汐吹というところと、それからチンベというところだと思うのですが、その一帯で昆布操業をされるときにも防災無線をぜひ聞けないかというご要望があり、奔渡7丁目に屋外拡声器を1基、末広のチンベと汐吹に計2カ所、これを新年度予算の中で見積もって予算計上させていただいているところでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 3点目でございます。児童虐待についてお尋ねをいたします。

本当に最近児童虐待が多発し、頻繁にマスコミのニュースで流されております。

厚岸町は、児童虐待に対し、児童福祉法に基づき、厚岸町要保護児童対策要綱を定めて、協議会を設立し、対応されていると思います。この協議会は、要保護児童に対し、早期発見及び迅速かつ適切な保護、それから虐待等に効果的な解決を図るためのことを目的として協議会を設立しているわけですが、厚岸町の虐待に対する対応というのですか、これらの現状と、その対応を具体的に説明をしていただきたい。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 児童虐待の内容ですけれども、先ほど町長からお話ありました身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待ということで、虐待の種類というのはいろいろ多岐にわたっております。今ニュースになっている部分では、身体的虐待ということで、死に至るというようなこともございますけれども、そのほかにも本当に、ネグレクト、要は養育放棄というような部分でのことも含めて、児童相談所への通報というのは、やはり厚岸町の部分でも何十件か毎年あるという報告を児童相談所のほうから受けております。

ただ、その中で、緊急性を要するですとか、難しい問題を抱えている部分、それから一時保護に至る部分というのは、その中の数件は年にありまして、その件に関しましては、先ほど要保護児童対策協議会の中での関係する機関を集めての検討会議ということで、児童相談所も含めて、一時保護の対応。それから、実際には、最終的には帰ってくるというようなこともございますので、そこで関係機関、いろいろ見守りの体制を整えてといいますか、話し合って、そして、不測の事態にならないようにということで、相談をしながら進めているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町としても年に何十件かあって、児童相談所のほうで相談されて、最終的に何件か、数件だろうけれども、最終的には家庭に帰ってきていると、そういう事例があるという実態だということでございますね。

僕もこの辺の問題については非常に弱いのですが、厚岸町として、厚岸町要保護児童対策協議会要綱に基づいて、これは上位法である国の児童福祉法に基づいて、厚岸町としても設立していると。これに基づいて協議会をつくっていると。厚岸町の協議会。この協議会として、年に何回くらい会議を開いて、その実態、どのようなことを、せっかくだつた機構でございますから、これらの動向についてももう少し詳しく説明をしていただきたい。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 実際にケース検討会議というところまで開いて対応している部分では、平成30年度については、ケース検討会議というのは、3人を対象にして4回開いております。それから、29年は5人を対象にして6回。28年は6人を対象にして7回ということで対応を、そういう会議を開きまして、情報共有をしまして、帰ってきた後も、それぞれの機関が注意をしていけるような対応をしております。

ちなみに、先ほど一時保護というところは、今年度はないのですけれども、28年は2件、29年は1件あるということで、厚岸町でもそういう状況にあるという状況でございます。

- 議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 説明をずっと聞いていましたら、私は全くこの辺については分からなかったのですけれども、町としても、この協議会を中心にして、年に数回こういう事例があると。対応もされていますということなのでしょうけれども、その上でお尋ねをさせていただくのですけれども、やはり児童虐待、全国的にこれだけ、時代が時代というのですか、騒がれる時代にあって、やはり未然防止、どのようなことが虐待になるのかなど、未然防止について、町としてもある程度、一歩進んだ、個人情報の問題とか、余り大ぴらに、むしろデリケートな部分もあるのでしょうか、広く教育委員会も含めて、こういうことが虐待になるのですとか、そういう前向きな取り組みというのにも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 児童虐待という部分では、児童相談所への通報、それから町へ来る場合もありますし、警察に行くという部分もあります。その辺は、かなり認知が進んできて、近くのところで大きな声で泣いている子どもがいるというようなことでの通報があったりというようなことは出てきておりますので、そういうところの部分で認知は進んできているのかなと。

関係機関、保育所ですとか学校ですとか、そういう部分では、やはり注意して、そういう部分がないのかというのは、職員が本当に注意をして、何か異常があるようなときには、すぐ私どものほうに連絡をもらって、対応を考えていくと、相談をしていくというような対応をとっております。

ただ、なかなか未然防止という部分では、その原因が、先ほど子どもの貧困というようなこともございましたけれども、そういうようなものから、しつけというような部分も含めて、なかなか難しい問題なので、ちょっとそれに対しての取り組みというのは難しいのですけれども、本当に関係する職員は注意をして見ていて、何か感じるものがあつたときには、すぐ対応を図るという体制はとっている状況でございます。

- 議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 今やっていることは分かるのだよ。でも一步踏み出してやと、こういうことなのです。今、あったものに対して対応してきて、無事に終わっている。だけれども、私は、この辺についても、これだけ世の中が騒がれて、あってはならないことなわけだから、現状は対応されていると思うのだけれども、少なくとも起きたものに対する防止だけではなくて、協議会でも前向きに、今後こういうことにならないような方法はどうかということ、それぞれの立場で、テーマとしてぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そういう虐待につながるというところについてのアンテナと申しますか、それは関係機関、みんながアンテナを張って、できるだけ早期に発見するという対応で、そういう取り組みは実際にしております。

さらにという部分でいきますと、先ほどもおっしゃいましたけれども、体罰の禁止という法律の制定というような、今、方向が出てきておりますけれども、やはりそういうものが出てこなければ、本当に難しい部分がありますので、そういうところも含めて、できるだけアンテナを張って早期に発見をするということで努めていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 4点目です。子育て支援の強化でございます。

町長の答弁では、現状は健康づくり係で子育て支援をされていますが、今後は、国のほうの法令もあって、健康づくり係の中に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、対応されると理解をしたのですが、よろしいですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 子育て世代包括支援センターということで、今、健康づくり係では、母子保健、さまざまな取り組みをしておりますけれども、それをさらに一体的にと申しますか、切れ目なくということで、充実させたいということで、国が求めている部分を少し早めて、今回、子育て世代包括支援センターを実施したいということで、できるだけ職員の配置も新年度は増やす予定ですので、そういった中で充実させていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 子育て世代包括支援センターの具体的な活動内容、どのようなことをされるのか、もう少し詳しく説明してください。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 主にというか、重点的になるのは、やはり妊娠をされたお母さん、それから、その子どもが生まれて、3歳ぐらいまでのお母さんは、やはり精神的に大変な部分がございますので、その部分にしっかりと対応ができるようにということで、母子手帳の申し込みがあって、そこでそのお母さんとのコンタクトをとれる体制をとった以降、いろいろな相談なんかを受けまして、その相談に対応する部分、それから、その内容によっては、支援プランというのを、今まではきちっとしたプランというのは整理をしていなかったのですけれども、支援するプランをお母さんと話し合っただ中でつくって、そして前が見える、先が見えるというような状況をつくって、それをもとに保健師がいろいろな機関との連絡調整なんかをやって、支援をしていくというようなことを主にやっていくと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 子育て世代といっても、年齢は、今言ったゼロから3歳までだと思うのです、今の話ですと。小学校に上がるくらいまでの話だろうと。でも、子育て世代ということになると、ゼロから18歳まで、児童、高校生まで入ります。非常に多岐にわたるわけがございます。子育て支援強化というタイトルからすると。私も最初は、今言うように小さいお子さん、小学校に上がるまでいろいろな問題が多いただろうと思ったのですけれども、実際に調べていくうちに、18歳まで含まれるのです。これらの辺は、窓口、年齢層が広くて大変だと思うのです。これらについてはどのようにされますか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 重点的にといいますか、ケース的に多い部分が、やはり3歳まであたり、就学前というのが接点も密なのかなと思います。ただそれは、児童の、子育てという部分で、おっしゃられたように18歳までということですので、そこは、就学してもいろいろな悩みを抱えるお母さんはいらっしゃいますので、そこについてはしっかりと対応をしていきますので、主な部分というか、重点的には、就学前ということになりますけれども、児童という部分で対応をしていく予定でおります。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 5点目に参ります。小学校の野外トイレでございます。

利用の実態はどのようになっているのでしょうか。先ほどの説明では、撤去しますと。よかったなど。子どもたちにとっては、広く利用していただけるということなのですが、この問題については、町民の皆さんから聞いたのですけれども、利用されていなかったのではなくて、使用禁止になっているから利用できなかったのです。運動会の

ときには、お子さんの両親やおじいちゃん、おばあちゃんが行くのですけれども、実際には使用禁止になっているから屋内トイレを使っただけであって、ずっと使用禁止になっている。それでは撤去したほうがいいのかという町民の声なのです。

いつ頃から利用実態がなかったのか、撤去されるということなのですかけれども、財源のほうはどう……、この2点について、いつ頃から、どういうことで、せっかくなつくたのに使っていなかったのかということと。それから、撤去するのに財源はどうなりますか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●管理課長（真里谷課長） お答えいたします。

このトイレは、平成20年度から入り口にベニヤで封鎖をして使用禁止にしているところでございます。現在、厚岸小学校のグラウンド使用は、体育の授業のほかに、年1回の運動会と、それから体力測定競技会ということになっております。児童の体育の授業は、グラウンドに出る前にトイレを済ませるように指示をしております。さらに、運動会、競技会は、体育館にあるトイレを使用しているという実態でございます。ご指摘のとおり、不必要なトイレでございますので、来年度以降、早期の撤去を検討してまいりたいと思っております。

撤去の財源でございますが、既に建設課のほうと、直営事業でやろうということで協議をしているところでございます。費用の面については、教育委員会全体の予算で検討して、早期に解体をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、12番、佐々木亮子議員の一般質問を行います。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 私は、今定例会におきまして、さきの通告に従って、4件の質問を行います。

1件目は、要支援・要介護認定者の障害者控除について。

- 1、厚岸町では、これらの障害者控除認定基準はどのようになっているのか。
- 2、認定基準の拡大の考えはないか。
- 3、周知はどのようにされているのか。

2件目、ヘルプマーク及びヘルプカードについて。

- 1、現在の交付状況と今後の交付拡大の取り組みについてお伺いいたします。
- 2、災害時の要援護者の目印となるような活用は考えられないのか。
- 3、子育て支援について。

1、幼児や児童などが遊べる屋内施設をつくってほしいという声を保護者から聞くが、このような施設整備の考えはあるのか。

- 4、水道・下水道事業について。

1、事業の広域化や共同化、または民間委託について、町はどのような考えを持っているのか。

以上、お聞きをして、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の要支援・要介護認定者の障害者控除についてのうち、はじめに、厚岸町では、これらの障害者控除認定基準はどのようになっているのかについてであります。障害者控除の対象になる者については、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている障害者のほか、65歳以上で手帳の交付を受けている者に準ずる者として、町長が認定した者とされております。

障害者控除の対象と認定する基準については、厚生労働省通知にある基準に基づき、身体障害者の障害の程度の等級表の3級から6級までに準ずる者及び知的障害者の障害の程度の判定基準の重度以外に準ずる者を「障害者」と、身体障害者の障害の程度の等級表の1級及び2級に準ずる者及び知的障害者の障害の程度の判定基準の重度に準ずる者を「特別障害者」としております。

要支援・要介護認定者については、この基準に基づき、要介護認定の際の主治医意見書の記載事項のうち、身体障害者に準ずる者については、障害高齢者の日常生活自立度を、知的障害者に準ずる者については、認知症高齢者日常生活自立度を参考に認定しております。

次に、認定基準拡大の考えはないのかについてであります。さきに述べた通知では、認定は、基準に基づき行う必要があります。同程度の障害がある高齢者で、手帳の交付を受けている者と受けていない者の間の、または、高齢者と若年者の間の取り扱いにおいて、公平を欠くこととならないこととされているため、認定の基準を変更することは考えておりません。

また、周知はどのようにされているのかについてであります。毎年、所得税等の確定申告の時期に合わせ、障害者控除対象者認定について、広報紙に掲載しているほか、新しく介護認定を受けた人には、認定の結果通知書の送付に合わせ、障害者控除対象者認定に関する文書を同封し、個別に周知をしているところであります。

続いて、2点目のヘルプマーク及びヘルプカードについてのうち、現在の交付状況についてであります。周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくするためのヘルプマークについては、希望に応じ16人に配布をしております。

また、どのような配慮が必要かを記載し、支援が必要な人と支援を提供する人をつなぐためのヘルプカードについては、誰もが利用できるものとの考えから、保健福祉課窓口に置き、必要な人が持っていくことができるようにしており、約120枚を配布した状況となっております。

今後の交付拡大の取り組みについては、昨年、ヘルプマークの意義及び保健福祉課での配布について周知するポスターを作成し、町内の施設や店舗などに掲示を依頼し、周

知を図ったところであり、今後は、身体障害者手帳等の交付にあわせた個別周知のほか、自治会や老人クラブの集まりなどの機会を捉え、周知と配布を行っていきたいと考えております。

次に、災害時の要援護者の目印となるような活用は考えられないのかについてですが、ヘルプマークの配布対象者は、障害のある人に限らず、援助や配慮を必要とする人としており、ヘルプマークによって、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせ、周囲の人は支援の手を差し伸べるという意味で、災害時においても目印となり、支援につながるものと考えております。

次に、3点目の子育てについて、幼児や児童などが遊べる屋内施設をつくってほしいという声を保護者から聞くが、このような施設整備の考えはあるのかについてですが、学校へ入学する前の子どもを対象とした施設としては、平日の日中のみとなりますが、コアぼんと・きらく内に子育て支援センターを開設しており、季節、天候を気にせず、さまざまな遊具で遊ぶことができ、無料で事前の申し込み等も必要ない施設となっております。しかし、年齢や天候、曜日に関係なく子どもが遊べる施設はないのが現状であります。

町で実施する各種のアンケートでも、ご質問と同様の屋内施設の要望が多数あり、保護者の仕事が休みの日にも親子で遊べる施設の必要性については認識しているところであります。

しかし、他市町村の屋内遊戯施設を見ると、多額の整備費と維持管理経費が必要であることから、現状では施設整備の考えは持っておりません。

次に、4点目の水道・下水道事業について、事業の広域化や共同化、または民営化について、町はどのような考えを持っているのかについてですが、水道については、水道が直面する課題に対応するためとして、昨年12月に水道法が改正され、水道の広域化や民間活用の推進など、水道の基盤を強化する事項が盛り込まれ、本年施行されます。

改正水道法では、広域化や共同化について、都道府県が市町村の区域を越えて水道事業者間の広域連携に関し、広域的連携等推進協議会を組織することができ、協議会の構成員は、協議の結果を尊重しなければならないとされました。

釧路管内では、地域特性から、市町村間の経営の広域化や施設の共同化は困難であり、現時点では考えておりません。

また、民営化についてですが、改正水道法においても、水道経営の原則は、地方公共団体であることは変わりません。しかし、基盤強化のために多様な官民連携の選択肢を広げるという観点から、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式が創設されました。

町では、水道事業で生じた利益は、民間営利企業の利益として外部に出すのではなく、水道事業を将来にわたり継続していくために充てるべきであると考えており、現時点では、このような民営化の考えはありません。

一方、下水道事業では、平成30年度に社会資本整備総合交付金要綱が改正され、平成30年度末までに、全ての地方公共団体は、広域化・共同化計画の策定に向けた検討に着手していることが、平成31年度以降、公共下水道事業の補助に当たる社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の交付要件とされました。

このため、北海道は、汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定に向けて、平成30年10月に釧路・根室管内における検討対策会議を開催し、町もこれに参画したところであり、事務局の北海道と管内自治体で、今後の計画策定に向け、慎重な対応を図ってまいります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 まず、1件目からお聞きをしていきます。

非常に分かりにくい答弁なのですけれども、具体的に、要介護、要支援の障害者控除の対象者となる、とうで設けている介護度、要支援度、例えば対象となるのは要介護1から要介護3ですとか、そういったものは具体的には設けられているのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱というのを定めまして、その中で、寝たきり度、それから痴呆の部分を基準にして定めております。ただ、介護度でもってはい定めておりません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 介護度では定めていないということですがけれども、私、いろいろなホームページなんかも見たのですけれども、今、自治体の多くは、自治体によって違いますけれども、例えば要介護1から3までだったら障害者控除の対象になる。要介護4から5だったら特別障害者控除認定の対象になるという具合にされている。非常に分かりやすくなっているのですけれども、そういうことというのはないのでしょうか。非常に分かりにくいと思うのですけれども、そういったことは考えていないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この証明は、要介護認定を受けている人だけに限りませんので、それをもって定めてはいないということでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 要介護認定されただけでは、確かに認定されませんが、ほかの自治体と言っていますけれども、分かりやすく要介護度で町民の方にも知らせているのです。障害者控除、特別障害者控除、それから先ほど答弁にもありましたけれども、受けている者に限らず、町長が認定した者とされていると。こういった中で、この障害者控除が受けられるということを知りもしているのですけれども、実際、認定書によって

控除されている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 厚岸町では、今現在は14人でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それはあくまでも要介護・要支援の認定ということでの数として押さえていいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 厚労省の通知では、要は日常生活自立度、それから痴呆の状況でもって判断をするとなつていますので、その判断は、認定が出ている、出ていないということではなくて、主治医意見書等には自立度と、それから認知症の部分のチェックがございますので、それをもとにして判断をしているということでございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 なぜこだわっているかという、控除を受けた場合、やはり所得税や住民税の控除の対象になるのですよね。今の答弁ですと、そういったことをやらなくても、こういった認定をしなくても、障害者控除の対象になっているということで捉えてもいいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳は、もちろん控除の対象になります。ただ、介護保険の認定を受けているからということで、その対象にはならないと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 ですから、対象になっていないのですよね。対象となるためには、町長が認める認定書というものがなければ控除されないわけです。そういった控除というのは厚岸町ではどのようにされているのでしょうか。控除に対する申請というのは、厚岸町ではどのようにされているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 介護認定を受けられた方については、可能性は高いわけですから、認定を受けられた初回のときに、高齢者に係る所得税法上の障害者控除対象者認定書についてお知らせということで、お知らせの文書を送らせていただいております。そういうことがある方については、うちのほうに問い合わせてくださいということで出させていただきますので。

それから、毎年この時期になりますけれども、広報のほうで、そういう制度があるので、問い合わせをしてくださいということでの周知はさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 取り組んではいるということですね。

それで、ホームページなども見たのですが、非常に分かりにくいです。音更町ですとか中標津町ですとか、そういった町のホームページには、きちんとそのことも、障害者控除の対象になるかもしれないということを明記しているのですが、厚岸町は、ホームページを見る限りでは、自分が対象者となるのかどうなのかということがよく分かりません。新しく例えば認定を受けたいというような方については、もっと親切にということでしょうか、工夫をしてお知らせをすべきだと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今おっしゃいましたホームページ等を分かりやすくということは検討していきたいと思えます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、現在、最初の認定を受けたときに申請書をお送りしているということですが、今後拡大ということでしょうか、例えば更新ですとか新規ですとか、そういった場合の取り扱いということでしょうか、そういった方法というのはどうなるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申請書は送っておりません。お知らせです。基本的には、そういう認定を受けられますと、ある程度そういった状態が固まっている状態の方ということになりますので、その方については、基本的にはずっと効力がある、期限なしということで出しております。

ただ、中に、本当に骨折をしたり、そういうことですぐ申請があるという場合は、それはまた治った状態のときにということがありますので、そういった方には、期限をつけるということは考えられますけれども、今出している方については、全部期限なしと

いうこと出しております。

介護認定を新しく受けられた方に対しては、その通知を出しておりますので、それを今度、認定の更新、1年に1回ですとか2年に1回、更新をするたびに全部に出すということになると、また、前に出している方、それから、当然そういった方とのところで混乱する部分というのもあると、新しくなった方ということで限定して出させていたでいるという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 先ほども言いましたけれども、やはり障害者控除を受けられることによって所得税や住民税に影響が出てくる。施設入所などの場合には、認定されると料金などもかなり違ってくるところでは、現在、課税されている方が非課税になるというような場合もかなり考えられると思います。今わからない方にもぜひ、こういった控除を受けられるのだということを周知する、その取り組みにもっと力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 済みません。ちょっと言い忘れていましたけれども、税財政課のほうでも、今の申告の時期には張り紙で、障害者控除についてということで、そういった方に対しては、可能性がある部分は、あみかのほうへということでの周知もいただいております。

先ほど話しましたように、ホームページ等の部分では、もう少し分かりやすくというようなこと、それから、広報で2月号には出しておりますけれども、IP等のものなんかも活用した対応というのは検討していきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 税財政課でも取り組んでいるということですので、ぜひ多くの人に周知をしていただき、その取り組みを強化していただきたいと思っております。

次、2件目行きます。ヘルプマークとヘルプカードです。

ヘルプカード、町独自で作成されたということで、頑張っていたのだということで捉えているのですが、それで、せっかくこういったヘルプマーク、ヘルプカードというものがあるのですから、有効に活用していかなければなりません。それで、やはりたくさんの方に広めていくということが大事だと思うのですが、まず、交付場所、あみかでしか今取り扱っていないようなのですが、例えば湖南出張所ですとか、いろいろなところに交付先を広めるというようなことは考えられないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おっしゃられたように、今はあみかでの交付のみです。当初、北海道から個数限定して来ていた部分がありまして、それについては、あみかということで考えておりましたけれども、町でもってポスターと一緒にヘルプマークもつくりましたので、その部分では、今おっしゃられた出張所なんかも検討していきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それで、答弁を見ますと、ヘルプマークよりもヘルプカードのほうが普及が多いみたいなのですけれども、例えばヘルプマークは、こういった対象者ではなくても、もっと広めたいから私も欲しいとか、例えば私がヘルプマークをつけて歩くことによって、こういうのがあるのだということをみんなに広めるといふところでの交付ですとか、そういったことといふのは考えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） このヘルプマークを必要と思われる人に紹介をするというように意味で、そのヘルプマークを持ってといふのは、こういう見本があるのといふことで、そういうものに使っていただくという部分での貸し出しとはできると思います。

ただ、これは誰もが持っているべきものではないと思います。やはり本当に必要な人に持っていただきたいと思ひますし、それを周りの方もきちっと理解をして、そして手助けなんかができるような体制がとれるのが一番望ましいと思ひますので、誰でも持っているといふようなことは考えておりません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 誰でも持っているものではないといふことですが、このヘルプマーク、せっかくですから、ただ目印だけではなくて、もっと活用ができないかといふところで、パンフレットの裏にも書いてあったと思ひますけれども、例えば災害時の目印としても活用できると、そういう使い方もあるといふことが書いてあるのですけれども、当町でも実際災害があったときに、このヘルプマークをつけて避難するといふことはなかなか少ないだろうと思ひますけれども、ヘルプマークを要援護者の方に配布して、私はこれを持っていると、要援護の対象だといふことが分かるような、そういった活用方法といふのは何か考えられないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ヘルプマークを持って、身につけている、あるいはカバンにつけているといふような状況のもとで、当然災害のときに避難場所に行っても、それ

から逃げるといふ状況のときも、それが目印になるわけですから、当然災害のときもそれは大きな役割を、目印になるのだと思います。

ただ、今、要援護者の人にといふことですが、それについては、本当に要援護者台帳、それから福祉避難所の対象になる方といふのも、まだ整備ができていないといふところで、そういうところは今現在はまだ考えておりません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 整備ができていないといふことですが、逆にヘルプマークを持っている人が要援護者になると、ヘルプマークが先に来るといふような整備の仕方といふのは考えられないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ヘルプマークは、今いろいろな問題といふのも指摘されておりまして、それを持って悪用するといふことも都会のほうでは出てきているようです。そこは、今、厚岸町ではまだ10数人の方しか持っていないといふ状況で、本当にそれを理解をしてつけてもらうといふことが必要だと思います。それを持つのが嫌だといふ人もいらっしゃるわけですので、そういうもので助けを求めるといふことが必要な方に本当に理解をしてもらって、つけてもらうといふことがまず先ではないかなと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 そういったことも含めて、ぜひヘルプマーク、ヘルプカード、これからも大いに普及していただきたいと思ふので、その辺はよろしく願いいたします。

次、3件目に移ります。3件目、子育て支援について。

アンケートなどでもニーズはあると、要望があるといふことなのですが、現在では考えは持っていないと。今こういったニーズを持っている親御さんたちへのニーズへの答えといふのでしょうか、この要望へはどのようにしてお返ししていこうと考えているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今現在、厚岸町では、そういう考えは持っていないといふところで、なかなかそれを整備としても本当に難しい問題ですので、そこは、今現在は、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、子育て支援センターなんかでは、本当に今利用者も多いですので、そういう部分で活用していただいているなといふふうに思ふいます。それから、夏休み、冬休みなんかは、学校の部分でいきますと、児童館が、日曜日はやっていませんけれども、土曜日はやっているといふようなところで、そういう

活用をしていただきたいということで、今考えられるのは、そういうところだと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 多額な整備費がかかるというのは、これは事実だと思います。

ただ、私もこの間、何人かのお母さんたちからこういった要望を聞いています。やはり幼児から小学生までのお子さんをお持ちの方からは、やはり皆さん、休日になると釧路ですとか中標津ですとか、年齢に関係なく、休みの日でも遊びに連れていける。そういったところに連れて行って遊ばせていると。だけれども、自分はそういうことができないので、厚岸にそういった全天候型、どんな天候でも、休みの日でも、どんな年齢の子でも遊べるような、そういった施設をつくってほしいですとか、あと、転勤してきた方からは、厚岸は子どもを遊ばせる場所がないのだよねという声。あるいは子どもさんが大きくなられた方からも、子どもが小さいときに、いつもそういうふうに思っていた。屋内施設がもっと充実していればというようなお話をよく伺うのです。やはりこういった要望に、町としてもしっかり応えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

町長といたしましても、屋内のみならず屋外においても、親子で遊べる場所がないと、何とかしていただきたいという要請もあるわけでありまして。確かにそれも大事なことであります。ただ、考えてみますと、中標津の道立公園、さらには釧路にあります遊学館的なイメージが多いのです。しからば厚岸町で、費用と効果を考えた場合にどうだろうか。

答弁で申し上げましたとおり、多額の予算が必要となるわけでありまして。そういう点で悩んでいるわけでありまして、確かにその声がありますけれども、しかし、今言いましたとおり、果たして厚岸町で多額の予算をもって設置した場合、子どもの数から言っても、何名程度が利用できるのかなという、費用と効果のほうで悩んでいるわけでありまして。確かに必要なものであります。しかしながら、現在、厚岸で、今お話いたしましたとおり、子ども支援センターとか、または子夢希とか、それからもう一つ、要するに児童館もあるわけでありまして、どうかそういうことでご理解いただきたいと思います。

そのかわりいろいろな面で、子ども・子育て支援に対する対策を講じてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今、町長から答弁ありましたけれども、そうは言っても、やはりそう

いった保護者の方からの声、そういった思いはあるというところは、ぜひきちんと押さえておいていただきたいと思います。

次、4件目に行きます。当面のところは民営化・共同化などは考えていないというような答弁ですけれども、ただ、下水道事業なのですけれども、今ほかの自治体、下水道管路施設の包括的民間委託ということを行っている自治体も出ているのですけれども、これ水道管ですとか、そういったものなのですけれども、そういったことというのも含めて、民間委託はないということでもいいのですよね。これまず確認をします。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 下水道事業については、施設の運転管理は今現在していますけれども、民間委託しますけれども、管路の維持管理については直営で十分、厚岸町の場合はやっていると考えておりますので、今のところそういうことは考えておりません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 そうは言っても、やはり気にかかるのですけれども、こういった民間委託をする場合に、多くの理由が、例えば管を管理する、そういった維持管理ができなくなる。あるいは技術職が不足してきている。職員の中でそういうことをきちんと担える方が不足してきているということで、こういった民間委託ということに移行していくというようなことも聞いていますが、厚岸町の場合は、例えば技術職ですとか、そういったことというのは心配しなくても大丈夫ですと、今の現状というのはどうなっているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 下水道事業についても、下水道法で、法定資格者、技術者の要件が定められております。今のところ厚岸町については、その要件を満たす技術者は確保できておりますが、将来にわたって確保できるように努めておりますし、当面心配はないと考えています。

ただ、厚岸町の場合、そんなに下水道管の距離が膨大ではないので、現状の技術者と、あと、不足分についてはコンサルタント事業者などの力をかりながら、現在でもいろいろな検討や点検や耐震化についての設計なんかもしておりますので、特にその面についての心配はないものと思っております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 この答弁を伺って安心はしましたけれども、今、国はこういった方向に動き出すと、そういった方向性を強めているという中で、やはり民間委託ですとか共同化ですとか、そういうことによって、増えるの町民の負担だと思いますので、そういったことにつながらないように、ぜひ今後も努めていただきたいと思います。いかがで

しょうか。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 水道事業でも下水道事業でも、共同化・民営化、広域連携、いずれについても事業の基盤を強化するためと言われています。ですから、厚岸町においても、基盤の強化につながらない、そのようなことはしないという方向で行きたいと考えておりますので、いずれにしても利用者、町民の不利益になるようなことをあえてするようなことはございません。

●議長（佐藤議員） 以上で、佐々木亮子議員の一般質問を終わります。

次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成31年第1回定例会に当たり、さきに通告しております3点についてお伺いいたします。

まず、1点目にSDGs（持続可能な開発目標）についてであります。アとして、町はどのような見解を持たれているか。

イとして、政府は地方自治体にも具体的な取り組みを求めています。当町の考えをお伺いします。

ウとして、このことについて、町が今日まで町づくりで取り組んできた課題点と共通点が多くあるものと思います。現在策定中の第6次総合計画の中に生かされていくものはあるでしょうかということでもあります。その点についてお伺いします。

エとして、行政の取り組みだけではなく、民間企業や教育機関、各団体や個人までが広くこの取り組みに共鳴し、学習や取り組みが盛んになりつつあります。特に次世代の学生や子どもたちにも注目されていますが、教育委員会はどのような見解を持たれているのかであります。

2点目に、町の臨時、非常勤職員の処遇問題についてであります。

一つは、臨時職員の募集をかけても応募がないとか、あるいは少ないとお聞きします。町は、こういう言われる状況をどのように把握されていますか。

二つ目に、臨時職員等で実質的に長期の雇用となっている方は、何年勤務し、何名いますか、資料請求させていただいています。

3点目に、特に長期雇用者や適任者、適齢者などには、町は最善の処遇改善を図り、対応する必要があると思いますが、その見解を伺います。

四つ目に、このような状況に、新たに会計年度任用職員制度が導入されます。安定した雇用と要員確保や処遇改善につながるようになるのでしょうか。

次に、3点目に、祝日法改正により、10連休で影響を受けることについてお伺いいたします。

本年4月27日から5月6日まで10連休となりました。この間、保育所、児童館はどのような対応を考えているかということでもあります。

以上でございますが、対応をよろしくお願ひし、この場での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目のSDGsについてのうち、はじめに、SDGsについての町の見解についてであります。2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、地球規模で人な物、資本が移動するグローバル経済のもとで、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖すると同時に、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して、深刻な影響を及ぼす状況を踏まえ、世界全体の経済、社会及び環境の三つの側面を不可分のものとして、調和させる総合的な取り組みとして策定されたもので、2030年度を年限とする17の国際目標と、そのもとに169の詳細な目標が決められております。

日本においては、国内における経済、社会、環境の各分野の課題を国内問題として取り組みを強化するのみならず、国際社会全体の課題として取り組む必要があるとして、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、目標の実施を総合かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長として、全ての閣僚が構成員となる推進本部を2016年5月に設置し、ビジョン、優先課題、推進体制等のあり方を定めた上で、優先課題のもとでの個別施策を定める実施指針が策定され、2018年12月には、アクションプラン2019が決定され、取り組みを推進するとしており、国際的及び国内的にとっても重要な取り組みであると認識しております。

次に、政府が地方自治体にも求める具体的な取り組みの推進についての町の考えについてであります。大きくくりでは、国における役割が大きく、持続可能な開発目標は非常に広範で、一自治体が全ての目標に取り組むことは困難であると考えます。

国の実施方針においても、地方自治体においては、各種計画や戦略、方針の策定・改訂に当たって、SDGsの要素を最大限反映することを奨励するとの位置づけであり、関係府省庁の施策等を通じて、官民連携のもと推進していくとされております。

また、北海道においては、昨年12月に、北海道SDGs推進ビジョンを策定し、市町村に対し、道の取り組みへの協力を求めており、町としてはできる限り連携協力していく考えであり、今後、関連のある府省庁または道庁各部ごとに、各市町村に対して、具体的な取り組みを求められることも想定されますので、その場合は十分な検討の上、対応してまいります。

次に、町が今日まで取り組んできた町づくりとの共通点も見受けられる中、現在策定中の新たな総合計画に生かされるものについてであります。厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例に基づき、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画では、持続可能な作業と生活のためとの位置づけのもと、平成19年度から取り組み、現在も運用中であり。これは、SDGsの考えを先取りするものであり、次期総合計画にもこの施策は継続して盛り込むべきであると考えます。

また、次期総合計画策定のために取りまとめた一団体一提言において、SDGsの考

え方をもととして、持続可能な町づくりに挑戦してほしい。どこの町よりも住みよい環境整備をしていきたいと思いますとの意見をいただいております、各分野において、この考えをどのように反映することができるのかを検討しながら、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の町の臨時、非常勤職員についてのうち、はじめに、臨時職員等の募集をかけても応募がない、または少ないと聞く。町はどのように状況を把握していますかについてであります。全般的に各部門とも応募者多数という状況にはございません。一般事務職員のほか、保育士、牧場作業員、道路維持作業員及び図書司書については確保することが困難な状況となっていることを把握しているところでございます。

次に、臨時職員等で実質的に長期の雇用となっている者は、何年勤務で何名いますかについてであります。資料として、臨時、非常勤職員の人員数等に関し、所属別と職種別に準備いたしましたので、②の職種別資料をもとに申し上げます。

上段では、第1種臨時職員としており、勤務時間数は、正職員と同様です。下段は、非常勤職員としており、勤務時間数は正職員のおおむね4分の3となります。

なお、臨時職員には、非常勤職員より日々の勤務時間の少ない代替職員などの短時間勤務職員は含まれておりませんことをあらかじめご了承願います。

長期の雇用ということにつきましては、2年目14人、3年目8人、4年目8人、5年目11人、6年目6人、7年目4人、8年目6人、9年目11人、10年以上17人でございます。

次に、特に長期雇用者や適任、適齢者等に町は最善の処遇改善を図り、対応する必要があると思っております。見解を伺います。についてであります。臨時職員及び非常勤職員につきましては、厚岸町定数外職員取扱規則により、任用、賃金、勤務時間、身分等の取り扱いを規定しております。

賃金面におきましては、これまで賃金改定を適切に実施してまいりました。また、時間給、日額及び月額について、それぞれの職種ごとに上限を規定し、その範囲内で、一部の部署では、資格の有無や勤続年数等の経験年数を勘案し、一人一人の賃金額を決定しており、現状の取扱いは適切であると考えております。

次に、新たに会計年度任用職員制度が導入されますが、安定した雇用と要員確保、処遇改善につながりますかについてであります。2020年度から施行される会計年度任用職員制度では、募集・採用に当たっては、平等取り扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず、均等な機会が付与されます。

給付に関しては、職務給の原則、均衡の原則に基づき、適切に支給することが求められます。

このほか、勤務時間及び休暇、健康診断、研修、社会保険及び労働保険、人事評価についても適切に取り扱う必要があります。

従来は制度が不明確であり、各地方公共団体によって、任用、勤務条件等に関する取り扱いがそれぞれでありましたが、制度導入によって統一的な取り扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における臨時、非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものであります。処遇の改善は図られるものと考えております。

制度の導入により、処遇の改善が図れる面においては、安定した雇用に寄与するものと考えておりますが、民間における同種の職種においても要員確保は困難な状況であると把握しておりますので、状況に変化は期待できないものではないかと考えております。

なお、町が独自にこれ以上の処遇の改善を図ることは、均衡の原則により、民間を圧迫しないよう限度があることをご理解願います。

次に、3点目の祝日法改正による10連休の影響について。

本年4月27日から5月6日までの10連休になったこの間、保育所や児童館はどのような対応を考えているかについてであります。新天皇の即位日となる2019年5月1日と、即位礼正殿の儀が行われる10月22日を、今年度限りの祝日とする法律が昨年12月の国会で可決しました。

祝日法には、前日及び翌日が国民の祝日である日は休日とするとの規定があり、5月1日が祝日になることで、前後の4月30日と5月2日も休みとなることから、本年4月27日から5月6日までが10連休となります。

なお、保育所と児童館については、土曜日は開所していることから、このたびの連休は4月28日日曜日から5月6日月曜日までの9連休となるものであります。

町では、働く保護者への支援の必要性は理解する一方で、例年と同様に4月30日から5月2日まで児童を受け入れた場合、連休明けの職員の勤務体制に不足が生じ、通常の保育等に支障を来す状況になり、問題があると考えております。

これらを踏まえ、特例的な措置として、保育所、児童館各1カ所に児童を集約し、必要最小限の受け入れ態勢で行う。一時預かりの実施について、4月以降、希望者の把握を行い、実施体制について検討を行っていきたいと考えているところであります。

なお、1点目のSDGsについてのうち、教育委員会が所管する事項については、教育長がお答えいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、SDGs（持続可能な開発目標）に対する全般的なことについて伺うのうち、エ、行政のみならず民間企業、教育機関、諸団体や個人まで、広くこの取り組みに共鳴し、学習や取り組みが盛んになりつつあります。特に次世代の子どもたちにも注目されていますが、教育委員会はどのような見解を持たれていますかについてお答えいたします。

SDGsでは、その目標の一つに、「質の高い教育をみんなに」というテーマが掲げられております。教育は、全ての持続可能な開発目標の基礎であり、教育に対し大きな期待が寄せられているところでございます。

学校教育についてであります。現行の学習指導要領には、持続可能な社会の構築の視点が盛り込まれており、生きる力を育むという理念のもと、持続可能な社会の構築に向けた教育が推進されてきたところでございます。

さらに、2020年度から小学校で、2021年度から中学校で、全面実施されます新たな学習指導要領でも、全体の内容に係る前文及び総則におきまして、持続可能な社会のつくり手の育成が掲げられており、各教科においても持続可能な開発目標に関連する内容が

盛り込まれております。

例えば小学校や中学校の社会科で、エネルギーや平和などについて学習をしますし、特別の教科、道徳や特別活動を中心に、学校生活全体を通じて、生命の尊重やジェンダーなどについて学習をします。

このように、各教科領域の学習を通じて、持続可能な社会の構築を推進するために必要な知識や技能を習得し、それらを活用する力を育てていくことが大切であると考えております。

教育委員会におきましては、厚岸町教育大綱で定めた三つの基本指針である「自ら夢や希望を実現する力を育む教育の充実」「安心・安全で質の高い教育環境の充実」「生涯学習の充実と文化・スポーツ活動の振興」推進のため、本町の未来を担う児童生徒が、みずからの夢や希望の実現に向かって生き生きと学ぶことができる学校教育の充実と、町民生活に潤いと活力を生み出すための文化・スポーツの振興に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会のつくり手を育てていきたいと考えております。

- 議長（佐藤議員） 音喜多議員の再質問以降は、休憩明けからといたします。

休憩いたします。再開は3時40分からといたします。

午後3時06分休憩

午後3時40分再開

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。

音喜多議員の再質問から始めます。

7番、音喜多議員。

- 音喜多議員 まず、1点目の略称でSDGs、このことで私がこのような質問をするのは、釈迦に説法という例えがありますように、おこがましい状況ではありますが、少し意見交換をさせていただきたいと思っております。

ただいま町長から答弁をいただきましたが、総体的には全く異存ありません。このように取り組んでいただければと思っております。

ただ、この問題を取り上げた理由として、17の国際目標、それぞれ運動していくわけですが、これはもはや無視できない状況にあるというか、それはそれでやっていきなさいということと言い過ぎすることはできない状況にあるということ。そして目標は、言葉どおりにならなくても、既に何らかの形でという意味で、私どもの町では、先ほど答弁のあったように、この運動の前身もあるわけですが、それらよりも先に環境問題について、環境を中心に取り組んでいるわけですから、最終目標は同じところにたどり着くと理解しております。しかし、町内の取り組み状況を勘案すると、やはり行政が旗を振らなくてはいけないのではないのか。推進する立場では、そう思うわけでありまして。

先ほどの答弁の中にもありましたように、今、総合計画の策定の取りまとめの中に、一団体一提言について、やはりこの考え方を持っていらっしゃる方がいて、持続可能な

町づくりに挑戦してほしいという要請も出ているということは、非常に関心をお持ちで、心強いご意見だと町は受けていただきたいなと思うところであります。

17の目標があるのですが、環境のほかに、子どもは計画として、緑だとか森林だとか廃棄物だとか、そういったもの、あるいは条例として、厚岸町豊かな環境を守り育てる基本条例、あるいは公害防止、あるいはふるさと公園、そういった条例もこれらに通じてくるかと思うのであります。

これからの過去、今までやってきた環境以外に、17の中で、子どもとこの町は、厚岸町は1次産業を主体に生活していかなければならないし、この資源を活用してこれからも持続していかなければならないだろうと。海の豊かさを守ろう。陸の豊かさも守ろうと。これは、我が町にとっては切っても切り離せない状況だと私は思うのであります。

そういった点では、これらをどうにか、この厚岸町の町と照らし合わせて、この総合計画の中に入れられないかというのは私の一つの願いなのですが、その状況についてお尋ねしたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 次期厚岸町総合計画に、このSDGsの考え方、特に、国連が示した目標を日本の国において、それを日本版として、今、策定方針、それから細かな目標、それから重要課題と位置づけて、先に取り組みましようというのもお示しされております。

そういった中において、タイミングよく、厚岸町においても総合計画を策定するタイミングでありますから、こういった国際的な連携を強めていく日本、日本の中での地方自治体としての位置づけとして、我が厚岸町も総合計画の中で、この施策を、今持っている施策、それから新しい計画の中で盛り込む施策が、このSDGsとのどういう関連を持たせていくのだということを、一つ一つ施策を立案する段階で、総合計画の中に施策を盛り込む段階で、ひもづけといいますか、関連性を確認して、新しく取り組みはこの位置づけだとか、そういうことが分かるような、できれば表記が望ましいのかなというふうに思っております。その辺は、見せ方の問題としてですけれども、その前に、考え方としては、町長の答弁にもあったとおり、SDGsの考え方を次期総合計画に盛り込んでいきたいということで表明しております。そういった考えでもって鋭意取り組んでまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 ぜひそういう形で組んでいただければ、非常によいのではないかと思います。

そして、教育委員会のほうも、そういう考え方を明確にというか、答弁をいただきました。本当に最近マスコミなんかで取り上げている中では、子どもたちがそういったものに取り組んでいると。考えてみれば、本当に無駄なエネルギーを、電気を消しましょうだとか、水を大切にしましょうとか、もう既に取り組んでいる状況で、その延長線上

なのですが、やはり子どもたちが将来大人になったときに、あるいは学校で友達とそういう話し合い、議論した中で思い出されたときに、そういう目標に向かって行動されるのではないのかなと思っております。ぜひ答弁に書かれているような課題を含め、一つ一つ整理して進んでいただければなと思っております。

それで、SDGsについては、これで終わらせていただきます。

次に、非常勤の問題について伺ってまいりたいと思います。

総務課から資料いただきました。大変分かりやすいというか、資料をつくるに当たって時間を費やしたのかなと思います。厚くお礼を申し上げたいと思います。

私が考えていたのは、今まで言われてきた臨時と非常勤と思っていたのですが、この資料によれば、第1種臨時職員というのがあります。第1種というのがあると、第2種、第3種というのがあるのか、あるいは、この表に出てこない表し方をしている雇用者もいるのか、その辺のところ、この資料に基づいて説明できるところを、まず説明いただければと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 任用の形態として、第1種臨時職員、第2種臨時職員とおりまして、第3種という位置づけはございません。

なお、第1種臨時職員というのは、1週間当たりの勤務時間が正職員と同様の臨時職員ということでありまして、第2種臨時職員は、それ以外の臨時職員、パート的な職員となる、この2種類の規定でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 募集しても、臨時や非常勤、今年も既に厚岸町でそれぞれの現場あるいは職種で使う募集をかけているようですが、新聞を見ても、なかなか応募者がいないという話を聞きますし、そういった状況にあるのだなと思います。

特に、町としても有資格者、あるいは若い人、民間企業も当然そういう方、現場作業をする方を求めてもなかなか集まらない。特に、介護だとか、建築現場だとか、そういうところに、最近の情勢は変わってしまって、人が集まらないという話を伺います。なぜそうなのかなと誰しもが考えるわけですが、今、厚岸町の場合は、その状況が続けば大変なことになると思うのですが、現状の状況については、厚岸町もその辺をしっかりと覚えているというか、認識しているようでございます。

そこで、私は提案というか、今働いている人、5年以上をピックアップしたら55人もいるのです。約100人の雇用の中で、全体を通して97人、そのうち5年以上続けて働いていただいている方は55人、こういう人たちを大事にしないと、これからは大変なことになるのではないかと。自分はこれでいいのだという人は別にしても、若い人なり、あるいは技術を持って、家庭を持ちたいという希望がある人、そういう人方を大事にしなければ駄目だと私は思うのです。

その理由として、私が思うのは、幾ら役場の内部で立派な計画や条例をつくっても、

見ている限りでは、町民と即に関係する現場の人方が多いわけです。その人方が正職でないからということで、町を代表するような仕事をしていて、町民の皆さんからはいい思いとか、そういうことになったのでは、町としても大変なマイナスになると私は思うのであります。そんなことでは、現場で働く人方、これは町を代表する顔だと思っております。やはりその裏づけとなる仕事ぶりや接し方は、働いている人が自信を持って働きがいのある対応があってこそ、町の代表者になれるとか、なっていたきたいものだと思うので、その裏づけをきちっと町が保障してやるというくらいの気持ちでなければ、この雇用問題については、これからは改善しないし、難しいだろうと私は思うのであります。その辺はいかがですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） いずれの地方公共団体においても、やはり正職員、それから臨時職員、非常勤職員という形があると。これが取り扱いが統一されていないというのが、今回の法改正の趣旨でありますけれども、これまでの厚岸町の労働力人口を見ると、昭和の時代は70%ぐらいあったものが、現在は60%を下回っている状況であります。加えて人口も減少しているということ。これは、厚岸町でも労働力不足が顕著に出ているということで、これは民間も同じだと聞いております。特に有資格者であればなかなか、民間も確保できる無資格者の方を採用して技術を習得してもらおうとか、そういう長期的な視野に立った職員採用というものが行われている状況でございます。

そこで、我々も賃金の算定に当たっては、特に土木系なんかについては、町内の民間の給与水準を調査させていただいて、支給をすることができております。民間のほうにもやはり正職員という方と臨時職員の方がおりますけれども、正職員の方というものは、それなりの昇給というのがありますからいいのですけれども、そういった臨時である職員に対する給与については、さほど劣るものではない。逆に職種によっては上回っているものもあるという状況なのです。

ですから、全て正職員にするということは、やはり同じ仕事をしなければならないというふうになりますので、やはり臨時の職というものをきちっと分けて、この辺は的確な運用は必要ですけれども、これらの正職員と臨時職、非常勤職員という形態は、町の行政運営としても、あるいは財政的にも必要なのかなと思っております。ですから、もちろん働いている方、特に長い方もいらっしゃいますけれども、大事にする気持ちは十分持っております。そういった気持ちで私ども採用、募集させていただいておりますし、申し込み、受験していただく方も町への信頼というのでしょうか、そういう中で応募いただいている部分も多くあるのかなと思っておりますので、直ちに身分的な変更というのは今は考えにくいなと思っております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 私も長いこと議員をさせていただいておりますが、その間で、役場の仕事も変わってきます。昭和45年あたりから50年にかけては、上尾幌から片無去含めて、保

育所というものが、子どもが非常に多い時代にあちこちで保育所ができて、長期で保母の資格がなくても、それに対応できずに保母をやっていたと。長年、10年も20年近くも働いて、この議場で一度大きな話題になったというか、議員が、頑張った人がいます。そのときには、大がかりに嘱託が登用されたという経緯がございます。

今は、ご存じのとおり保育所は南と北にというか、湖南、湖北に、二つくらいまで減りまして、そういう職種の保母という嘱託者はいなくなりました。しかしながら、子育てという意味では、国もバックアップをして、子育てに対する手厚い策をやってきているわけです。そういった中では、保母あるいは児童館で働く、保母資格を持ちながらも長期間臨時、あるいは今、新たな第1種臨時職員に該当するのだろうと思うのですが、そういう方々も厚岸町の底力となって働いてもらっているわけです。やはりそのところをちょっと考えていただきたい。

特に長期雇用者、あるいはあっちに行かれても困るような資格を持っている人や、あるいはその仕事に向いている方も長期にいと聞いております。そういう長期にいても、この賃金では生活、家庭が持てないということであれば、厚岸町にとってもマイナスだと思うのです。家族を持って子どもを養う、厚岸の人口を増やす。まずそういうところから始めていかないと、厚岸町の将来展望というか、そういうことが懸念されるわけですから、町としても特段の、本採用するにしても嘱託にするにしても、すぐそういうことができないとなれば、何らかの臨時試験をすとか、何かそういう策はぜひ考えて、安定した雇用を望まれる方には、特段の配慮をいただきたいと思うのでありますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 今、具体的な職種が出されましたので、保育士という形でお聞きしております。保育士は、管内では釧路短期大学という養成学校があるのですけれども、教授のお話では、当初、保育士を目指して入学してきても、卒業時には全くかわりのない業種に移る方が非常に多くなっているようでございます。これは、いわゆる保育士の処遇というのですか、民間においても公立においても、そうよくないという状況が原因のようでもありますけれども、そういった形で当町でも保育士の確保には苦勞しているということでもあります。

今般、保育所、児童館の募集をさせていただきましたところ、やはり保育士数が不足しておりました。これはなぜかということをかねがね研究していたのですけれども、特に児童館のほう、常勤は正職員でしていたのですけれども、その他の方は非常勤職員で対応しておりました。いわゆる勤務時間の短い勤務体制で。それで不足する分をパートの職員で補う形で二つとも同じ形態でやっておりました。これが現状この体制ではできなくなってきた。つまり保育士の数が、絶対数が足りなくて、少なくて運営できないということで、児童館に関して、今年度、この4月から、これまでの非常勤であった職というものを常勤職員、つまり臨時職員から第1種臨時職員にして、体制を固めたい。そのように現在は考えております。その結果、賃金面において上昇が伴ってまいります。

そこで、現状の2館を運営することができるという見通しを立てることができました。

これもやはりそういった処遇の改善というのでしょうか、保育所よりも賃金が低いところ、同じ保育士を持っていながら保育所に行けない方は児童館にとか、児童館を希望するという人はなかなかいらっしゃらなくて、できれば保育所で力を発揮したいという方が多いものですから。そうであれば、きちっとした待遇面の改善をして、保育所であっても児童館であっても同じ条件で採用させていただくことで人員を確保できるのかなど。そういう意味で、今般そのように改定して、4月1日からは、そういう職員体制で運営することができる、このようになったところでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そういうことで、ぜひ取り運んでいただきたいと思います。昔の保母、本当に子どもが好きでという話も聞かせていただいたし、自分たちも努力して、今言われた釧路短大で資格を取ると、そういう努力もされた経緯もあります。そういった方々が、今でも語りぐさのようにその話を聞かせていただくことがありますが、年いった時代になりました。そんなことで、今、課長が言われた分について、ぜひ対応していただきたいと思います。

それで、3点目の祝日、10連休の関係についてお伺いしてまいりたいと思います。

この答弁書にあるとおり、まず、10連休に対して、先ほど6番議員にも一部答えられておりましたが、私は保育所と児童館に限定してお尋ねしていきたいと思います。

保育所については、臨時的な措置をとってするというところでございますが、その連休中の対応方法として、保護者の気持ちというか、そういう状況をアンケートというか希望というか、そういうのは伺った上での結論というか、そういう状況にあるのでしょうか、その辺お尋ねしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育所と児童館についての希望といたしますか、それを聞き取るのは4月以降になってからと考えております。今、保育所と児童館、継続して入る方もいらっしゃいますけれども、新しく入る方もいらっしゃいますので、それが決まってから、4月になりましてから聞き取りをしたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 年度が変わってからの話ですから、そういうことでぜひ調査をしていただきたいと思います。

私は今日、粘って粘って、正直言って、保育所と児童館、1カ所でもいいからぜひ、本当に困る親、子どもが2人もいたら仕事に行けないとか、そういう親もいるのです。ですから、今の考え方として、特例措置として、保育所、児童館、1カ所に児童を集めて対応しようと、一時預かりをしたいというような心構えを持っていらっしゃる。これは私は非常に父兄に対していい評価というか、そういう努力をされるということにつ

いては評価したいと思いますが、これらについて、もし考えがあるならば、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回の保育所、児童館は9連休ということでございますけれども、その中で、通常の年であれば4月30日、5月1日、5月2日、この3日間は開所する日ということになります。ただ、今年はその3日間が休日になるということで、3日間休みということになりますので、その中で、5月1日は即位の日ということで、この日については休みはとらせていただいて、4月30日と5月2日について、保護者の方に対しまして、どうしても給食を出すですとか、それから年齢別の保育をするとなりますと、全てを開けなくてはいけないという形になって、連休明けの職員体制が手薄になってしまう状況になりますので、そこはあくまで臨時的な措置ということで預かると。

保育所は、通常は朝8時半から5時15分、児童館は8時45分から5時半までということで、通常の時間を預かるという形で、お昼は弁当を持っていただくという形の中でも預かってほしいという保護者の方が、そういう条件の中で、希望があればお受けするという形で、職員のほうとも相談を今しているところでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 本当に現場が一番苦労しますよね、板挟みになってというか、利用者と。国はカレンダーで真っ赤にしてしまっ、本当に。

先月、2月になって国は、そういう現場、先ほどの答弁の中にもあったようにですけども、現場に対して、漏れのないようにというか、お金も出すし、きちっとそういうことをせよという指導が入っているかと思います。そういった中でどれだけのことができるのかなと、私は、厚岸町としては考えるのかなと思っているのですが、国は慌てて2月になって、現場が混乱しないようにという、反応は、国民から批判が結構、そういう一律で決めてしまっ、先ほど町長の答弁にもあったように、日給月給というか時間給や日給払いの人まで大変な状況になるという、国民からすかんで食って、そういう対応のような指導を出したようすし、お金も出すから現場ではできるだけのことをせよという指示が出されているようすけれども、その辺は、もらうものももらって、最低限のことをするという考え方ではないだろうと思うのですが、国からそういう指導はあるのですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 2月27日付で、そういう文書は入っております。確かに、影響のないように対応してくださいと。そして、一時保育というようなものに対して、加算ということでお金も出しますということですが、それは民間の保育所に対し

てはそういうことになりますけれども、公立の保育所については、そういうお金が来るということにはなりませんけれども、私どももそういう通知もありましたけれども、そういう中で最低限の対応は何とかできないのかということのを所長、館長たちとも相談をして、その中で、30日と2日と。

それも、それぞれ施設を全部あけますと、職員もそれなりの人数が出てこななくてはならないという形になりますので、そこは、保護者の方には申しわけないのですけれども、保育所は真竜保育所に、児童館は友遊児童館にと。保育所と児童館両方に子どもを預ける方もいらっしゃいますので、どうしても真竜と友遊児童館は近いということで、保育所に迎えに行き、児童館にすぐ迎えに行けるといような体制もとれるということで、場所はそういう形で限定をして対応したいと考えたところでございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 これで終わります。現場は大変苦勞します。まだちょっと間がありますから、ぜひ親の意向というか、わがままな親は駄目だけれどもという注釈をつけておきたいですけれども、本当に私もそうだったのです正直言って。知り合いが誰もいないと。2日間も休みになって、誰が休んで家に残るか。それぞれ仕事を夫婦で持っていたら、前もって分かっているのですが、なかなか言い出しがたいというか、おまえが休め、俺が休む、そういうような状況で、今なおかつ子育て中の父兄はそういう状況にあるということは重々分かります。そういった今回の課題は二つ与えたと思います。国の10連休によって。そういったことでは、今盛んに子育てと口で言っている中では、ぜひ適切な対応をお願いしたいとお願いして終わらせていただきます。よろしく願いいたします。
以上で終わります。

●議長（佐藤議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。
休憩します。

午後4前17分休憩

午後4時18分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、4番、石澤議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

4番、石澤議員の一般質問を行います。

4番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、TPP、日欧EAPの発効、日米FTAの交渉による本町の影響と対策につ

いて質問いたします。

ＴＰＰイレブンは昨年12月、日欧ＥＰＡは本年２月に発効されました。また、引き続き日米ＦＴＡの交渉が始まるとされています。本町の基幹産業にとって大きな影響があると思われませんが、町長の考えを伺います。

ア、協定の中身については、生産者、消費者ともに十分な情報が示されない中での発効であります。酪農家の生乳の生産や経営に大きな影響がある内容だと考えられます。また、輸入される食品についても消費者にとって大きな関心事だと考えますが、ＪＡ、消費者団体と連絡をとり、消費者が情報を得るための学習会を開催すべきと考えますが、どうですか。

イとして、酪農の規模拡大が進み、生産者戸数が減る中で、生乳生産量は維持されています。多くの生産者が情勢の行き先を不安に思っていると考えます。どのような対策を考え、国や北海道に何を求めていきますか。

ウ、国際的には小規模家族農業の再評価が進み、農業のあるべき姿が問われています。本町においての農業形態の検証と今後の進むべき方向の検証が必要ではないでしょうか。

次に、国民健康保険税の負担軽減についてです。

高過ぎる国民健康保険税の現状については、全国知事会、全国町村会など、地方６団体が国民健康保険制度基盤強化について、国へ要望意見書を提出し、１兆円程度の国庫負担の引き上げを指摘し、改善を求めています。国保税の負担が家計を著しく圧迫していることは明らかです。一般会計から基準外の繰り入れをして国保税の軽減をすべきだと思うが、どうですか。

国保税には、応益分として均等割、世帯平等割があります。これらの軽減を考えられないですか。

３として、子どもの受動喫煙についてです。

受動喫煙による健康被害が明らかになり、喫煙に対する取り組みもさまざまなところで行われています。ある自治体では、保護者に呼びかけ、小学生を対象に検尿キットを配布し、どの程度受動喫煙の被害に遭っているかを調べています。この検査の結果を受けて、子どもたちの健康を守るため、改めて対策を考えていると聞いています。本町でもこれを実施すべきではありませんか。

また、改正健康増進法による喫煙規制は、学校、病院、行政機関など、対策の必要性の高い施設で、ことし７月から先行実施され、来年４月からは全面的に導入されます。本町の取り組みはどうなっていますか。

以上で、１回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） ４番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

１点目のＴＰＰイレブン、日欧ＥＰＡの発効、日米ＦＴＡの交渉による本町の影響と対策についてのうち、はじめに、協定の中身については、生産者、消費者ともに十分な情報が示されていない中での発効であった。酪農家の生乳の生産や経営に大きな影響がある内容だと考えられる。また、輸入される食品についても消費者にとって大きな関心

事だと考えるが、J A、消費者団体と連絡をとり、消費者が情報を得るための学習会等を開催すべきであると考えているがどうかについてであります。ご質問者は、日欧E P Aという言い方を使われておりますが、国が示した方針等においては、日E U・E P Aという言い方を使っておりますので、私もそれに合わせて、日E U・E P Aという表現で答弁をさせていただきますことをご了承願います。

T P Pイレブン、日E U・E P Aの協定については、国や北海道のホームページで情報提供がされており、影響評価も示されていることから、学習会等の開催は考えておりませんが、新たな情報が示された場合は、その内容と必要性を検討した上で、町民に情報提供してまいりたいと考えております。

次に、2点目の酪農の規模拡大が進み、生産者戸数が減る中でも生乳生産量は維持されているが、多く生産者が情勢の先行きを不安に思っていると考えている。どのような対策を考え、国や北海道に何を求めていくのかについてであります。既に総合的なT P P等関連政策大綱に基づき、町内では、酪農家の生産基盤の強化として、省力化機械の導入や施設整備が進められておりますが、今後どのような経営安定対策が必要か、関係機関・団体等と連携し、進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の国際的には小規模家族農業の再評価が進み、農業のあるべき姿が問われている。本町における農業形態の検証と今後の進むべき方向の検討が必要ではないかについてであります。当町における農業形態については、多くが小規模家族農業であり、農業就業者の高齢化が進み、担い手不足と労働力不足は補いにくくなっております。太田地区においては、離農跡地を集約することで、経営の安定化を進めておりましたが、近年は新規就農者を迎え、地域の農家戸数の維持に向けた取り組みを進めております。

なお、今後の進むべき方向については、地域として酪農を持続させていくため、農協の基本方針を尊重しながら、ともに考えてまいります。

次に、2点目の国民健康保険税の負担軽減について。

国税の負担が家計を著しく圧迫している。一般会計から基準外の繰り入れをして、軽減すべきだと思うが、どうか。及び応益分となる均等割、世帯平等割の軽減を考えられないかについてであります。改正後の国民健康保険制度において、北海道では、国民健康保険法第82条の2に基づき、道と市町村が一带となり、国民健康保険に関する事務を共通認識のもとで実施するとともに、事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう北海道国民健康保険運営方針を策定しております。

この運営方針では、市町村間の保険税の違いなど、市町村が抱える構造的な課題に対し、負担の公平化を進めるため、国及び北海道における激変緩和対策と、公費投入による低所得者への軽減対策を行い、激変緩和期間が終了する2024年度を目標に、保険料水準の統一化を目指すこととしております。

保険税の軽減をするため基準外の繰り入れを行った場合は、基準となる保険税が不足している当町においては、単に保険税の上昇を先送りすることとなり、保険料水準が統一化され、基準外の繰り入れを行わないこととする2024年度では、保険税が急激に上昇することが予想されます。

また、応益分となる均等割、世帯平等割の軽減については、現行の制度において、低

所得者への保険税の軽減対策として、世帯の軽減判定所得が一定の基準を下回る場合に、軽減判定所得の基準の段階ごとに7割、5割、2割を減額するなど、保険税の軽減を実施しているところであります。

ご質問の軽減は、これら以外の独自の保険税の軽減としてお答えさせていただきますが、この軽減を行った場合は、北海道へ納付する国民健康保健事業費納付金の財源の確保が困難となるため、かわりの財源として基準外の繰り入れを行うこととなりますが、この場合においても先ほどの説明と同様、保険料水準が統一化される2024年度に保険税が急激に上昇することが予想されるため、被保険者の負担感は大きなものになると考えます。

さらに、基準外の繰り入れについては、他の保険に加入している方も納めている一般の税金を国民健康保険の保険給付に過度に充てることとなるため、負担の公平性の観点から、本来の姿ではないものと考えますので、ご質問にある基準外の繰り入れと応益割となる均等割、世帯平等割の軽減を行うことは考えておりません。

次に、3点目の子ども受動喫煙対策についてのうち、はじめに、受動喫煙による健康被害が明らかになり、喫煙に対する取り組みもさまざまところで行われている。ある自治体では、保護者に呼びかけ、小学生を対象に検尿キットを配布し、どの程度受動喫煙の被害に遭っているかを調べている。この検査の結果を受けて、子どもたちの健康を守るため、改めて対策を考えていると聞いている。本町でもこれを実施するべきではないかについてであります。小学生を対象とした尿検査により、受動喫煙による子どもの健康への影響を調べる取り組みは、先進的に国内数カ所の自治体において取り組まれており、保護者の喫煙率の低下や保護者・児童両者の受動喫煙防止への意識向上が見られるなどの効果があると聞いております。

この取り組みでは、検査に対する保護者の理解や、検査結果により、診療が必要とされる子どもや禁煙治療を希望する保護者を診療できる医療機関との連携が不可欠となっており、まずは、今後、健康増進法の改正に伴い、段階的に行政機関や病院、飲食店等で受動喫煙対策が拡大されていくという大きな社会情勢の変化に合わせた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、現在、当町では実施についての考えはありません。

次に、改正健康増進法による喫煙規制は、学校、病院、行政機関など対策の必要性が高い施設で、今年7月から先行実施され、来年4月から全面的に導入されるが、本町の取り組みはどうなるのかについてであります。望まない受動喫煙の防止を目的として、改正健康増進法においては、施設の区分やその利用者の違いに応じた禁煙措置や喫煙場所の特定をすることを管理者に求めており、本年7月から受動喫煙の影響を受けやすい子どもや、疾病を持つ方などが利用する施設として、学校、児童福祉施設、病院、行政機関の庁舎等が敷地内禁煙とされ、来年4月からは飲食店や事業所等が原則屋内禁煙となり、義務違反には罰則も適用されることとなります。

これらの施行に必要な政省令や留意事項については、追って制定、周知されるとされており、現在はこれを待っている段階にあります。

学校や行政機関、庁舎等の町有施設については、現在も建物内または敷地内を禁煙としておりますが、屋外喫煙場所についても受動喫煙を防止するための措置が必要になる

など、今後、国から示される具体的な基準等を確認する必要がありますので、これを受けて、対象となる施設の特定、喫煙場所の設置の必要性、設置する場合の適切な対応等を検討し、受動喫煙の防止対策に努めてまいりたいと考えております。

また、来年4月からの飲食店や事業所等の原則屋内禁煙につきましても、国や道の対応に加え、町としても商工会等関係機関へも働きかけを行い、連携して周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、TPPとEPAのことについて、FTAも絡めての質問をしたいと思っております。

今、ホームページで情報が提供されて、影響も示されているということで、学習会は考えておりませんということでしたが、私、きのうたまたまフクハラに行ったのです。そうしたら、早速、カマンベールチーズと書いたのがあったものですから、ちょっと買って見たのです。230何ぼなのです。普通は300何ぼなのです。こうやってみると、片仮名で書いているものですから、単純にひょっととったのですけれども、裏をひっくり返してみるとデンマーク産なのです。こういうものが普通にぱーっと並んでいるのです。どこのものかもはっきり分からない。大抵、よつ葉とか何とかと日本のものは書いているのですが、こういうふうにも、ただカマンベールチーズ。チーズの好きな人は買ってしまいます。こういうことが今現実に起きています。乳製品にしても、一番すごいのが肉なのですけれども、もう既に半年分くらいが入ってきているのかな。

そういうふうにして、輸入自由化、TPPが始まった途端に一気に押し寄せるようになってきているのです。でも、そういう情報は一切ありません。そして、TPP、民間貿易というのであるのですが、乳製品輸入に異業種ということで、ゴルフ場会員権会社とか会計費とか、投機目的とも言えるようなものもどんどん入ってきています。

こういうような形で、当町の産業は、私たちは加工乳です。生乳もありますけれども、ほとんどが加工乳です。そこで、こういう形が入ってきていることがあるのですが、単純に安いということだけで店には並べられていますけれども、それがどうなっているのかとか、どういうふうになっているかというのは一切知らされていないのですが、そういう意味でも私は学習会が、どうやって入ってくるのか、それから、何の規制があるのか、一切何もなかったのですけれども、そういう学習会は必要と思うのですが、それはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） お答えさせていただきます。

私も答弁の中で、学習会のことは現在考えておりませんという部分でございますが、実は私たちの知識の中では、農林水産省や経産省、それぞれの中で、さまざまな、例えば消費者に向けた取り組みで、疑問にお答えしますというようなページもございまして、

今、議員おっしゃられたような細かい部分までは、もしかするとなかったかもしれませんが、そういう意味で、そういう答弁をさせていただきましたが、私たちは、加工乳が中心だということで、これについては十分承知しております。その部分で、将来にわたって影響が出てくるのではないかと農家の皆さんが懸念を持っているということで、先般、太田農協のほうに出向きまして、その前にもこれらの関係について、どのような対応をすべきかということをお話を何度かさせていただいております。

その中で、今のような形ではなかったのですけれども、当初考えておりましたのは、どちらかといいますと、農協とお話をさせていただいたのは、国が責任を持って経済対策を行うという部分で、国が行っている酪農経営向けの、それらの対策について確実にやっていただくことがまず大切であるということで、この情報の取り扱いについては、まずは国や北海道が示しているものの中でとっていただけるのではないかと考えていたところでございます。

ただ、必要に応じて、今おっしゃられたような、多岐にわたるようなものにつきましては、関係する部署と検討した中で、必要に応じて出さなければいけないかなと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 全部含めて、TPPの関連で質問しますけれども、間違いなく厚岸町の酪農、酪農もそうですし、多分集成材なんかも含めれば林業もかかわってくると思うのですが、今までせっかく、少しずつ少しずつ積み上げてきたもの、それから酪農バブルと今言われていますけれども、やっとなんか高くなったとか、初産牛が高くなったという中で、やっとなんかさっと、何とかかんとかバランスが保ててきたそのやさきに、今これだけのものが入ってくるというのが見えるのです。

今、国がいろいろな施策をしていると言いますがけれども、厚岸町はまだ規模拡大、それほど大きなところというか、大きいですよ厚岸町だって。大きいですがけれども、その中で、国の言っていることは、規模拡大すれば大丈夫だと、いいよと、何とかなると言っていますけれども、投資できる環境にあるのかということです。クラスター事業があります、それが一番いい例だと思うのですが、酪農の事業もそうですけれども、結局、今の状況の現状維持では駄目なのです。少し機械を大きくしなければ駄目だとか、そうすると、トラクターとか何でも大きいものを買わなければならなくなってくると、そういうような事業です。それはお金がかかります。しかも目の前に来ているのは、TPPという形で、輸入物がどんどん入ってくる。いつどうなるか分からないという補償の中で、どういうふうやっていくのかということです。厚岸町の基幹産業の一つである酪農に未来が見えますかということをお聞きしたいのです。その辺どうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） ただいま大規模化につながる国の施策も含めまして、そういうお話かと思えますけれども、確かに現在大きく見えているのは、やはり畜産クラス

ター事業ということで、大規模経営につながる、収益力向上に必要な施設整備等に国の施策がある一方で、そのほかにも金融支援措置といたしまして、今回、T P Pの対策として、実質無利子化の措置がある融資についても、T P P枠等の設定もされているということでございます。

また、中山間地域所得向上支援事業というものもございまして、これにつきましては、農家の収益力を確保するための、草地を鹿の被害から守るような対策についても講じられておりますし、中山間地域直接支払制度においても、個人の皆さんが活用できるお金もございます。こういうものを活用しながら、現在のところ、農協とお話しした中では、これらを活用しつつやっていくと。ただ、原則といたしましては、大規模化等については、経営になりますので、農家個々の意思を尊重しなければいけない。そういった意味もございまして、進めてきた経過があったわけでございます。

ただ、現在におきましては、ご質問者おっしゃるとおり、小規模の農家を維持しなければいけないということで、新規の担い手対策について、ここ5年ほど前から担い手対策協議会、これは町ですとか農協も入った中で、新規の着業者の確保に向けて取り組みを展開してきており、太田地域といたしましても、方向性としては、大規模化大規模化という形ではなく、今後、地域全体が酪農地帯として存続するためには、そういう取り組みに転換していかなければならないということで、現在はその方向性が変わってきているということでございます。

私たちといたしましては、それに必要な施策については、系統団体等におきまして、それぞれの単協ごとのご意見をまとめて取り組みをされていると伺っておりますし、それに必要な形は町においても、あわせて一緒に国や北海道のほうにも働きかけが必要かなと感じているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 今、私たちに向かってくるEU、アメリカもそうですけれども、農業所得の95%が補助金なのです。完全に国に守られて私たちに向かってきます。私らのほうの所得補償というのは20何%ぐらいしかありません。それに、丸裸状態で闘えということですよ。それで、これは国に対して求めていってほしいと思うのです。ちゃんとした所得補償をきちっとせよと、そういうことを町から上げていってほしいと思うのです。そうしないと、この町自体が、農家1軒がその地域にあることによってどれだけの、いろいろな周りの人に波及するものというのがあります。加工業者もあるでしょうし、運輸業者もあるでしょう。それから、普通のお店のこともあるでしょう。そういうふうにして、農家戸数が何戸もあることによって、その地域のコミュニティーというのは成り立っていきます。でも、今すごく不安を感じていて、私たちで、やめるとというのが多数あります。そこに新たに新規就農の方を連れてきて、やれと、それは無理です。何の補償もないです。既存の農家が、年齢もいっているから、そろそろたんでやめようかと言っています。そこに新たにきてやろうと思っている方たちの、その先の補償は、今の状態であると思いませんか。

●議長（佐藤議員） ちょっと休憩します。

午後 4 前48分休憩

午後 4 時48分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。
産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 今ご質問されている内容につきましては、一町で決められることではない部分もございますし、ただ、全体的な流れの中で、農協と系統団体を通じて、その方向性については、やはり農協と、将来の厚岸町の酪農がどういう姿であるべきかということについて、引き続き話し合いをさせていただきながら、さまざまな分野で協力してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 4 番、石澤議員。

●石澤議員 私が言っているわけではないのです。これから第6期の町づくりをする時期に入ってきています。そうすると、基幹産業をどの位置に位置づけるかというのは大事なことだと思うのです。関係機関云々よりも、本当に厚岸町に酪農が必要なかどうか、第1次産業が本当に必要なかどうかということも含めて議論してほしいと思って、今この話をしています。先ほどから農協のことを言っていますが、農協だけに任せておくのではなくて、こういうことができるのではないかとか、これはどうかとか、そういう議論も含めてやってほしいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 先ほども申し上げましたけれども、基本的には農家の意向を尊重しながらになりますけれども、有利な情報ですとか施策等が出た場合については、もちろん情報提供させていただきますし、必要な要望等があれば町のほうからも上げていくことも検討したいと考えております。

●議長（佐藤議員） 4 番、石澤議員。

●石澤議員 本当に目の前にいろいろな問題が吹き出してくるというのは間違いないと思います。それも含めて考えてください。

次に移ります。国民健康保険の負担軽減です。

これは、保険料のあり方に関しては、町でセットできると思うのですが、一般会計からの繰り入れの問題も含めてなのではあるのですが、応益割、均等割、それから世帯平等割というのは、特に均等割は、協会けんぽとか、ほかの保険にはないものです。こ

れ国民健康保険独自のものだと思うのです。それを子どもたちの、要は人数が増えればたくさん払いなさい。人頭割みたいなのです、人頭税みたいなのです。

そういうようなことで、本当に7割、5割、2割軽減をしていますが、それから外れた方の生活はとても大変になっています。実際7割、5割、2割軽減の人たちも大変です。協会けんぽ含めて言いますと、およそ国保のほうが2倍の額の保険料を払っていると思うのです。これは厚岸ではないですけども、札幌の例ではあるのですが、4人家族で所得561万円で、国保税が76万8,900円になると。協会けんぽなら、この所得では38万7,900円で済むのです。この2倍の差がありますということなのです。

それで、子どもの均等割を完全に免除したというところがあります。岩手県宮古市です。一般会計から繰り入れをして、ゼロ歳児から高校3年生、501世帯636人を対象として免除しています。これは、ふるさと納税のうち、市長お任せ分というのがあるのです、から充てているということなのです。

本当に相談された人の中にも、国保税自体は低いのだけれども、所得もないけれども、3万円と、2万何ぼでしたか、そのお金を納めるのがとても大変なのだという話を聞かされたことがあります。そういうのも含めて、子どもの均等割部分に一般会計から繰り入れをして軽減をするということではできると思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民会長（石塚課長） 協会けんぽと国保の仕組みについては、議員おっしゃられるとおり、協会けんぽについては事業主の負担等もございます。また、もとになっているのは、標準報酬総額から計算をすると。対して、国保については、議員おっしゃられるように、応能割となる所得割、それから応益割となる均等割、それから世帯ごとの平等割がございます。保険税の課税の仕組みについては、そのような違いがあるのと、軽減措置については、協会けんぽについてはない。それから国保については、先ほど言われた7割、5割軽減のほか、その他の軽減措置もされているという仕組みの違いがございます。

町で繰り入れをして、下げることができるのではないかとご質問がございますが、町長の答弁でもございましたが、北海道では2024年を目標に、保険料水準の統一化を行うと運営方針を立てております。もちろん運営方針については、北海道、それから道内市町村全て入った上で協議をしてつくられたものでございます。

現在、道内でも旭川市等一部、旭川市は18歳以下の一部軽減をしているところはございますが、こういった市町村については、36年の平準化までに全て廃止していくという方針でございます。当町においてもこういった町独自の軽減策をつくっていくというのは、今の保険料水準の平準化、どこにいても同じ医療を受けられて、保険料がほぼ同様になるというようなところを道内全ての市町村が目指しているということもございますので、当町においてだけ、そういうような他の市町村と統一した考えを逸脱するようなことはすべきではないのではないかと考えます。

また、町長の答弁でもございましたが、繰り入れをするということは、2024年の保険料水準の平準化を行う時点で物すごい落差が発生すると考えられます。今、道内市町村

においては、その差を極力少なくするよう北海道が示している標準保険料率をもとに賦課を行っていかうとしている状況でありまして、北海道においても今年度については、極力保険料の上昇を抑えるために、基金から6億4,000万円取り崩しまして、保険料の上昇を抑えている状況にあります。

いずれにしても、今の現段階において、当町独自で軽減対策をするということにはならないと考えておりますが、厚岸町も所属しています全国町村会においても、国の制度として、こういった子どもの医療費の均等割軽減について制度をつくるよう要望しているところがございますし、現在、保険料を抑えるために国で3,400億円、毎年度、31年度もそうなのですが、投入していると。これの継続と必要に応じた公費の拡大ということを引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 厚岸の場合は1次産業もありますから、国保の占める割合というのはほかの地域とはちょっと違うのかなと思うのですが、本当に今を見ますと、国保の加入者のうち65歳から74歳の高齢者が45%を占め、20年前の1.7倍に急増していますということ。それから、現在、心身の機能低下、病気やけがをする高齢者、それから収入が低くて不安定な非正規労働者の健康と命を守る大切な保険料となっているということなのです。

厚岸町の場合、国保の保険料を滞納する世帯というのは、人数的にどういう人がいて、どういうことになっているのでしょうか。その辺に対応する対応の仕方はどうなっていますか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、国保税の滞納ということでございまして、実際のところ、滞納される方につきましては、家族構成ですとか、そういったものについてはまちまちですので、即答ではお答えできないのですが、基本的には、その年に課税されたものについては納めていただくというのが基本になる中で、滞納の部分につきましては、多くの部分につきましては、以前から滞納されているものが積み上がってきているということが多いということだけお答えしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そういう人たちがこれから増えないという保証はないと思うのです。そういう人たちを少しでも減らすような取り組みというのは、さっき言っていましたけれども、国とか道に対しても申し入れていくことは必要ですし、厚岸町はもう工夫して、せめて子どもの均等割くらいは軽減するか何かしてほしいなと思っておりますが、どうですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 子どもの軽減につきましては、先ほど申し上げました町独自で今行うことは考えてございません。ただ、引き続き町村会を通して、国へは要望してまいりますと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 次に、子どもの受動喫煙についてですけれども、町長が今回の方針の中で、健康の部門で大人の喫煙の問題も上げています。虫歯が多いとか成人の喫煙が高い、塩分摂取量が多いと、三つ上がっていますけれども、こういう中で喫煙の問題も出ていると思うのです。子どもたちの受動喫煙、今、一生懸命子育てしているお父さんの中には、外でたばこを吸ってきて、外とかベランダで吸って、変な話、涼しい顔をして帰ってきて赤ちゃんを抱くというパパがいるようなのですが、伏流喫煙と言って、その方が一番おっかないのです。自分はフィルターを通して吸っていますけれども、子どもには、直接吸った煙をそのまま、かわいいねと言ってかけてしまうという、そういうことが実際に起こっています。

それで、コチニンという物質の濃度を測定することによって、その子の体の中に、小学校4年生を対象にやっているそうです。埼玉県で県を挙げて、2007年くらいから小学校4年生全員に呼びかけて、だから希望者のみで、熊谷市では9割ぐらい、1,500人の人が受動喫煙の尿の検査をすとなっているそうです。それで、その中で、平成7年から始まって、10年たったときに、おしっこに出ていたコチニンという物質が、18.9%が7%まで下がったという結果が出ているそうです。

このコチニンというものは、子どもたちの、がんも含めてそうなのですけれども、脳に与える影響というのはとても大きいようで、前頭葉に対する刺激というのがあると言っています。この話をしていたら、ある人が言っていたのですけれども、植木鉢にアブラムシがついたときに、ビニールの袋をかけて、吸ったたばこの吸い殻をその中にぽんと立てておくと、その中のアブラムシが全員死んでしまうという話をしてくれた人がいました。それくらい煙の害というのは大きいのだと思います。

子どもに対する影響だけでなく、その家族の健康も含めて、そういう取り組みをしていったらいいと思うのですが、たばこをのんでいる方が多いのかなと思うのですが、それでもやっぱりそのことによって子どもや孫や、そういう人たちに対する影響を少しでも少なくするためにも、子どもの尿の検査というのは、それほど大変なことではないので、子どもたちの健康を検査するとき一緒に調べることは可能だと思うのですが、病院の先生方も禁煙外来を設けている場所もあると思いますので、そういうところも含めてやっていくべきだと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 先ほど町長が行いました執行方針の中で、町民の健康づくりのところで、成人の喫煙率が高いということを申し上げております。厚岸町は、今回、これは、第2期みんな健やか厚岸21中間評価改訂版ということで、平成30年度に評価を

して、改訂版を最終的に、決定の手続を月末までにするというところで進めている中で、みんなすこやか厚岸21で、三つの重点項目を挙げておりまして、その中で、幼児の虫歯が多い、それから塩分摂取量が多いと、それから今申し上げた成人の喫煙率が高いという三つを重点目標に掲げて取り組みを進めてきているということで、厚岸町としては、今そういう認識は持っております。

その取り組みの中で、実際には、今回、5年たって評価をした中では、成人全体、それから妊婦、育児期間中の母親の喫煙率は若干下がってきているという結果が出ております。ただ、過去1カ月の受動喫煙の機会が全くなかった人の割合ということでアンケートをしたものでは、若干増加傾向にあるという結果が出ております。

本当に難しいなと思いますのは、なかなか成人の方に禁煙ということで進めても、それが禁煙につながるというのはなかなか難しい状況がありまして、その中では、お母さん、妊婦に対しての保健師の指導ということは一生懸命やらせてもらっています。それと、中学校、それから高校というところでの出前の授業でも、そういったことについての話なんかはさせてもらっているのですけれども、子どもを産んだお母さんが、産むまでは禁煙をするのですけれども、産んだ後また喫煙するというような状況もあります、現実的に。

本当にこの問題というのは難しい問題だなと考えておりまして、そういう中で、今回、国は健康増進法を改正して、今年の7月からは、行政機関、学校ですとか児童の集まる施設なんかは、7月から敷地内禁煙ということで進めると。それから、来年の4月からは一般のお店屋なんかも含めて、建物内の禁煙ということで進められていきますけれども、その大きな目標というのは、受動喫煙を防止するということです。

そういうことで、子どもを守る、弱者を守るというところで進めるという状況になっておりまして、まずは、これから7月、来年4月ということで進んでいくところをしっかりと対応をしていきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それはしっかり対応していただきたいと思うのですが、そのきっかけになると思うのです。子どもの尿の中から、尿検査をすることで、どれだけのことが子どもたちの体に起きているかということは、それが分かれば、表面的に出てくると、そのこと自体で前に進めるのではないかと思うのですが、ぜひ子どもの尿検査も含めて、受動喫煙の問題もありますので、今ところ考えていないと言わないで、ぜひそう向かってほしいと思います。大事な子どもを守るためですから、そこはお父さん、お母さん、そういうことが出てくると変わると思うのですが、それを求めていきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この取り組みは、今回の健康増進法だけで終わるものではありませんし、町の対応としても継続的に対応していかなくてはいけないものでありま

すので、今は考えていないということで、しっかり今回の増進法の取り組みをやっていく中で、みんなすこやか厚岸21を進めるところで、また検討はしていきたいと考えます。

●議長（佐藤議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5 時13分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成31年 3 月 7 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員